

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成28年 3 月

(第 2 回訂正分)

株式会社LITALICO

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年 3 月 3 日に関東財務局長に提出し、平成28年 3 月 4 日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年 2 月 8 日付をもって提出した有価証券届出書及び平成28年 2 月 24 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集320,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,448,700株（引受人の買取引受による売出し1,218,000株・オーバーアロットメントによる売出し230,700株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成28年 3 月 3 日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成28年 3 月 3 日に決定された引受価額（920円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第 233 条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「142,048,000」を「147,200,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「142,048,000」を「147,200,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第 2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第 2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,000」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「920」に訂正

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「460」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき1,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(930円～1,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は920円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,000円)と会社法上の払込金額(790.50円)及び平成28年3月3日に決定された引受価額(920円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は460円(増加する資本準備金の額の総額147,200,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき920円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)

(注)8.の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成28年3月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき920円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき80円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と平成28年3月3日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「284,096,000」を「294,400,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「276,096,000」を「286,400,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額286,400千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算上限212,244千円と併せて、設備資金として400,000千円を拠点の開設にかかる費用に充当(平成28年3月期に90,000千円、平成29年3月期に310,000千円)予定であります。

残額においては、当社のインターネット事業を効果的に拡大していくための人件費や外注費等に平成29年3月期までに充当する予定であります。

なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年3月3日に決定された引受価額（920円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,175,370,000」を「1,218,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,175,370,000」を「1,218,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、47,500株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

5. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. 8. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「1,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「920」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき1,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	野村證券株式会社	987,500株
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	89,200株
	みずほ証券株式会社	55,300株
	株式会社SBI証券	46,100株
	むさし証券株式会社	15,300株
	マネックス証券株式会社	12,300株
	SMBCフレンド証券株式会社	12,300株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成28年3月3日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「222,625,500」を「230,700,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「222,625,500」を「230,700,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成28年3月3日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのため、主幹事会社当社株主である長谷川敦弥（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式230,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式 230,700株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき790.50円
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 106,122,000円（1株につき金460円） 増加する資本準備金の額 106,122,000円（1株につき金460円）
(4) 払込期日	平成28年3月29日（火）

(注) 割当価格は、平成28年3月3日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（920円）と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成28年9月9日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出し株式のうち、76,900株を上限として、平成28年3月3日（売出価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 47,500株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成28年3月3日に決定された「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出し株式の売出価格（1,000円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の数値の訂正>

「LITALICO従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「640,900」を「611,500」に訂正

「LITALICO従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「7.38」を「7.04」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「6,856,900（594,000）」を「6,827,500（594,000）」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：

「78.91（6.84）」を「78.57（6.84）」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年2月8日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成28年 2 月
(第 1 回訂正分)

株式会社LITALICO

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年2月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年2月8日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集320,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成28年2月23日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し1,448,700株（引受人の買取引受による売出し1,218,000株・オーバーアロットメントによる売出し230,700株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、平成28年2月8日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式230,700株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

平成28年3月3日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年2月23日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（790.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「136,896,000」を「142,048,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「136,896,000」を「142,048,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（930円～1,000円）の平均価格（965円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は308,800,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「790.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、930円以上1,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月3日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①事業に対する社会的ニーズがあり、安定的な成長が見込めること。

②事業展開に独自性があること。

③今後、法制度の改正等により業績が変動する可能性があること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は930円から1,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（790.50円）及び平成28年3月3日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（790.50円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

上記引受人と発行価格決定日（平成28年3月3日）に元引受契約を締結する予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「273,792,000」を「284,096,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「265,792,000」を「276,096,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（930円～1,000円）の平均価格（965円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額276,096千円については、「1 新規発行株式」の（注）3.に記載の第三者割当増資の手取概算上限204,815千円と併せて、設備資金として400,000千円を拠点の開設にかかる費用に充当（平成28年3月期に90,000千円、平成29年3月期に310,000千円）予定であります。

残額においては、当社のインターネット事業を効果的に拡大していくための人件費や外注費等に平成29年3月期までに充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,132,740,000」を「1,175,370,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,132,740,000」を「1,175,370,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（930円～1,000円）の平均価格（965円）で算出した見込額であります。

5. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、76,900株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「214,551,000」を「222,625,500」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「214,551,000」を「222,625,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（930円～1,000円）の平均価格（965円）で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である長谷川敦弥（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式230,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 230,700株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき790.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成28年3月29日（火）

（注） 割当価格は、平成28年3月3日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成28年9月9日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	LITALICO従業員持株会（理事長 <u>野地 翔</u> ） 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー15階
b. 当社と親引け先との関係	<u>当社の従業員持株会であります。</u>
c. 親引け先の選定理由	<u>従業員の福利厚生のためであります。</u>
d. 親引けしようとする株式の数	<u>未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出し株式のうち、76,900株を上限として、平成28年3月3日（売出価格等決定日）に決定される予定。）</u>
e. 株券等の保有方針	<u>長期保有の見込みであります。</u>
f. 払込みに要する資金等の状況	<u>当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。</u>
g. 親引け先の実態	<u>当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。</u>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日（平成28年3月3日）に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出し株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
長谷川 敦弥	岐阜県多治見市	3,024,000	36.13	2,784,000	32.04
佐藤 崇弘	東京都目黒区	1,956,000	23.37	1,584,000	18.23
種田 誉輝	東京都港区	852,000	10.18	852,000	9.80
LITALICO従業員持株会	東京都目黒区上目黒2-1- 1 中目黒GTタワー15階	564,000	6.74	640,900	7.38
土田 扶門	東京都国分寺市	270,000 (180,000)	3.23 (2.15)	234,000 (180,000)	2.69 (2.07)
中俣 博之	東京都渋谷区	180,000 (42,000)	2.15 (0.50)	180,000 (42,000)	2.07 (0.48)
坂本 祥二	東京都千代田区	180,000 (132,000)	2.15 (1.58)	180,000 (132,000)	2.07 (1.52)
若新 雄純	東京都新宿区	198,000	2.37	120,000	1.38
本郷 純	宮城県仙台市青葉区	150,000 (60,000)	1.79 (0.72)	102,000 (60,000)	1.17 (0.69)
星島 聖二郎	東京都北区	162,000 (90,000)	1.94 (1.08)	90,000 (90,000)	1.04 (1.04)
檜垣 洋平	福岡県北九州市小倉北区	150,000 (90,000)	1.79 (1.08)	90,000 (90,000)	1.04 (1.04)
計	二	7,686,000 (594,000)	91.83 (7.10)	6,856,900 (594,000)	78.91 (6.84)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年2月8日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成28年2月8日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(76,900株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年2月



株式会社LITALICO

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式252,960千円（見込額）の募集及び株式1,132,740千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式214,551千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年2月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社LITALICO

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

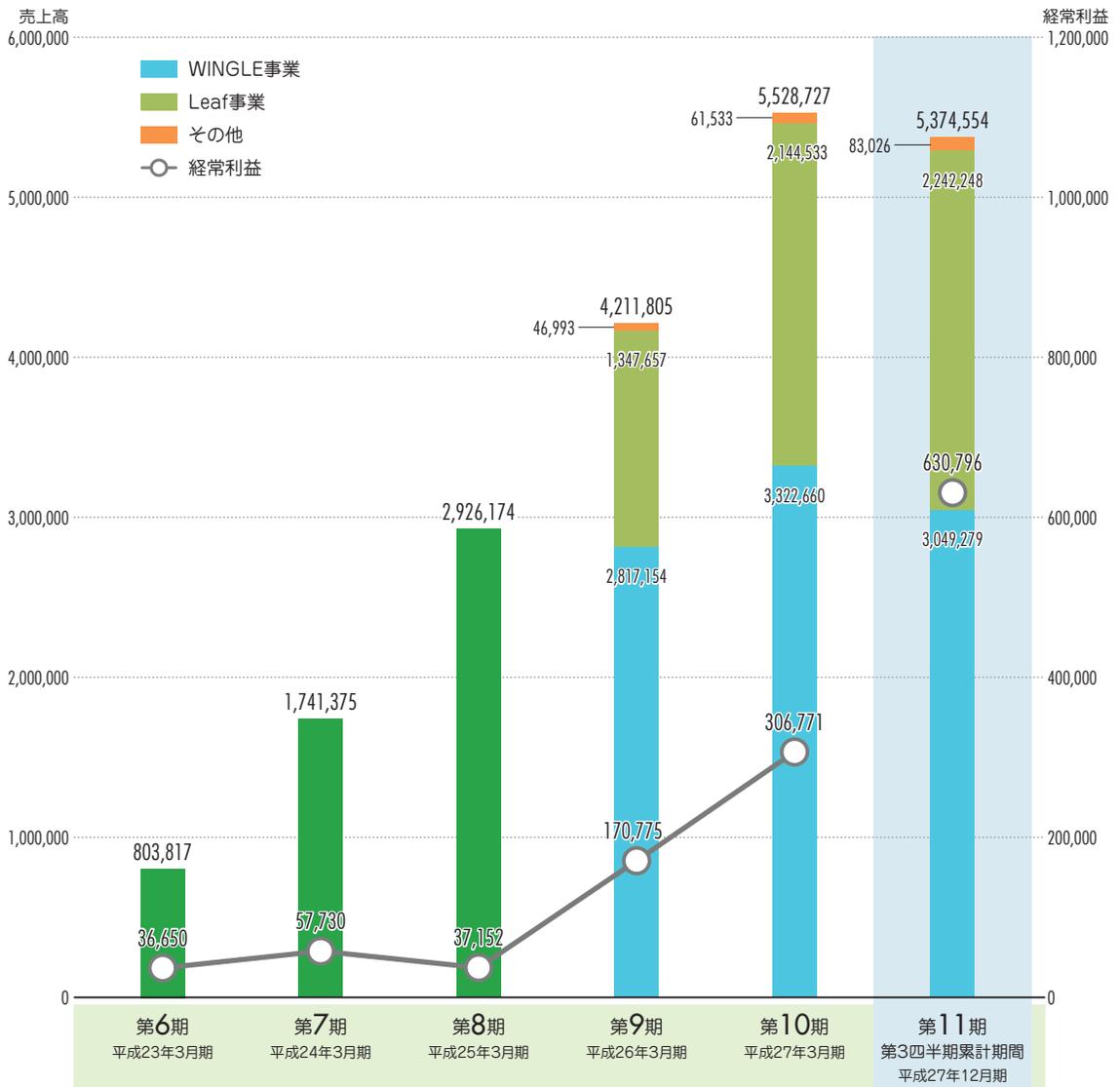
1. 事業の概況

当社は設立以来「障害のない社会をつくる」というビジョンのもとで、社会課題を解決するための事業を運営しております。

働くことに障害のある方への就労支援サービスである「WINGLE事業」、子ども一人ひとりの個性に合わせた学びを提供する幼児教室・学習教室である「Leaf事業」、及び「その他」（子どもの創造性を育むためのIT×ものづくり教室である「Qremo事業」、子育てに関する情報メディアや発達に気になる子どもを持つご家族向けのポータルサイトを提供する「インターネット事業」）を展開しております。

■ 売上高と経常利益推移

(単位：千円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 事業の内容

2.1. 店舗サービス



就労移行支援事業
特定相談支援事業

WINGLE事業は、精神障害を中心とした障害者の方々に
対して、就職するための訓練・就職活動支援の実施、就
職後の定着支援や障害福祉サービスを利用するための利
用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施を
行っております。



(拠点イメージ)



児童発達支援事業
学習教室事業
放課後等デイサービス事業

Leaf事業では、発達障害の子どもを中心とした未就学
児・小学生・中学生に対して、学習面・行動面・コミュ
ニケーション面等の指導の実施を行っております。



(指導イメージ)



Qremo事業

Qremo事業では、未就学児（主に年長）・小学生・中高
生全般に対して、プログラミング、ロボット、3Dプリン
ターを活用したデジタルファブリケーション等、最先
端のデジタルものづくりを通じた教育の提供を行って
おります。



(指導イメージ)

2.2. インターネットサービス



LITALICO発達ナビは、発達障害のある子どもや発達に
気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイ
トです。ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地
域の施設情報の口コミ掲載、療育事例の提供、その他発
達障害のある子どもの子育てに関する情報の提供を行っ
ております。



(サイトイメージ)



Conobieは、親がライターとなり子育てにおける体験談
や日々の生活に役立つ情報を、子育て中のご両親に対
してコラム記事として配信しています。また、産婦人科医
や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による
企画取材記事も提供しております。



(サイトイメージ)



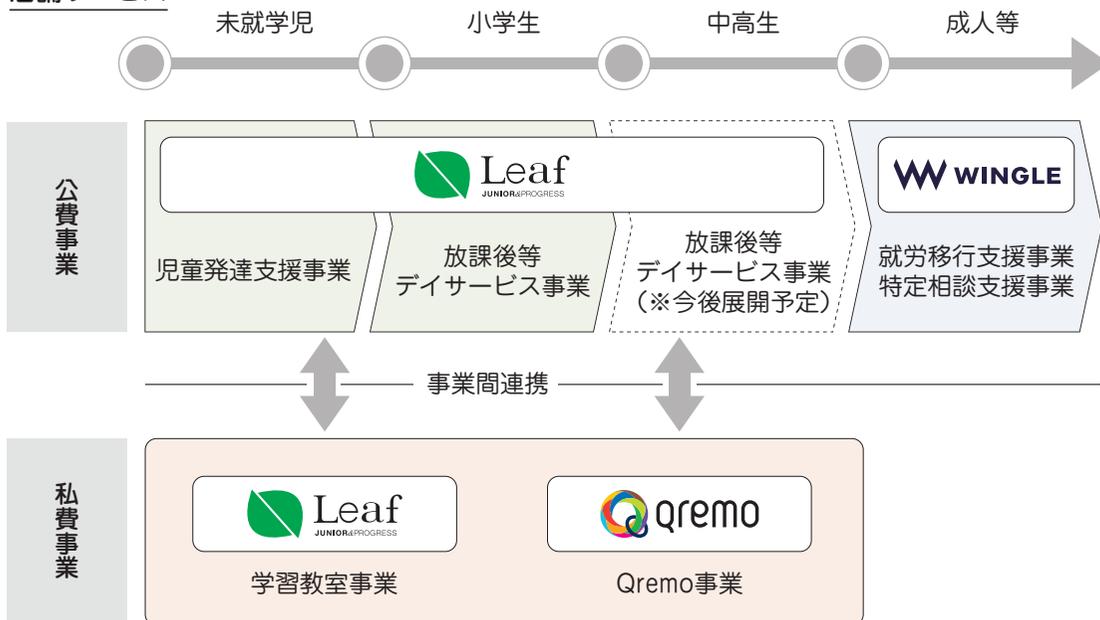
U2plusは、うつ病患者やうつ病を予防したい方に対し
て、うつ症状の予防・回復・再発防止をサポートする
Webサービスの提供を行っております。



(サイトイメージ)

2.3. 事業の全体像

店舗サービス



インターネットサービス

サービス一覧

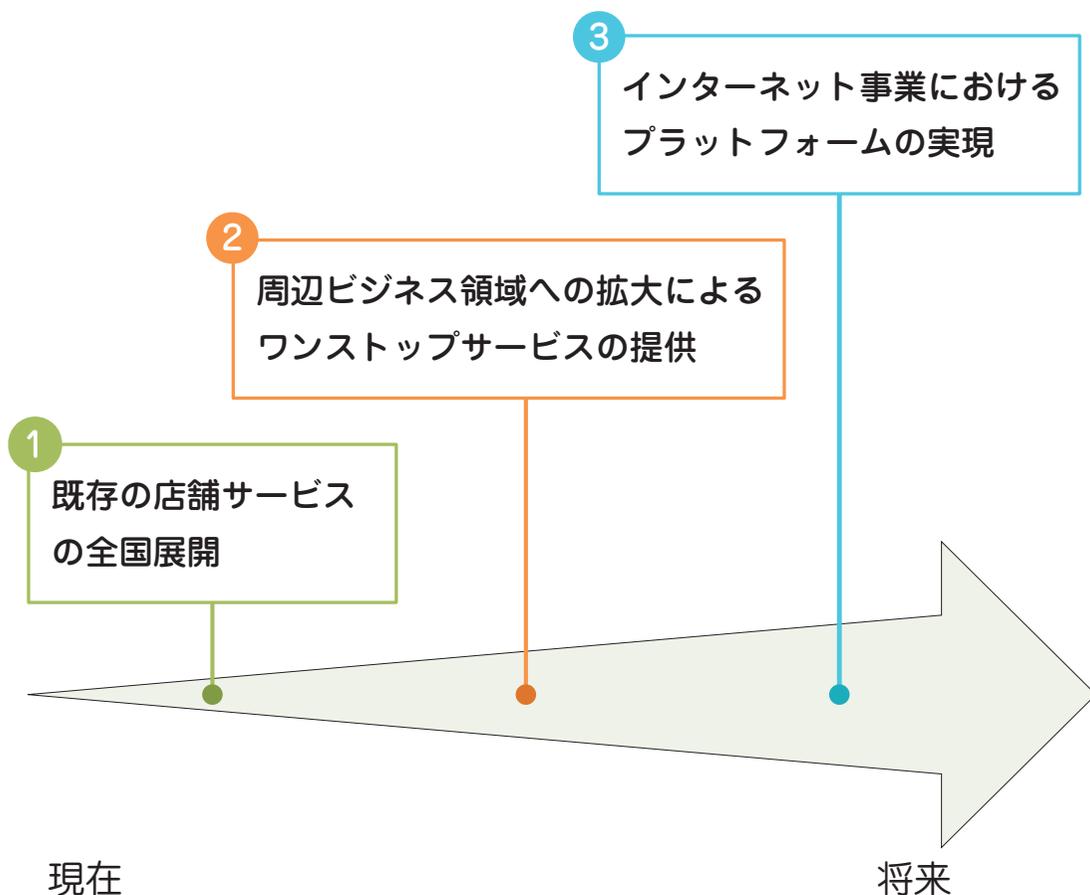


障害のある方を対象とした公費事業*として、Leaf児童発達支援事業、Leaf放課後等デイサービス事業、WINGLE就労移行支援事業そしてWINGLE特定相談支援事業を提供しており、未就学児から成人まで一貫して継続可能なサービスを提供しております。

また、Leaf事業の私費事業*として学習教室事業、主に障害をお持ちでない子どもを対象としたQremo事業を提供しているほか、LITALICO発達ナビ、Conobie、U2plusを運営するインターネットサービスも提供しており、上記公費事業と併せて提供することで、顧客に対するワンストップサービスの提供を考えております。

※当社において、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得る事業を公費事業と定めております。また、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得ない事業を私費事業と定めております。

2.4. 今後の取り組み



① 既存の店舗サービスの全国展開

全事業合わせて112ヶ所のセンター・教室（平成27年12月31日現在）を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなど顧客の要望に応えきれっておりません。このような顧客の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えております。

② 周辺ビジネス領域への拡大によるワンストップサービスの提供

児童発達支援事業を卒業した児童が継続して利用できる公費事業のサービスとして、小学生に向けた放課後等デイサービス事業を開始しております。また、更なる顧客の要望にお応えするためにも、中学生・高校生に向けた放課後等デイサービス事業を展開してまいりたいと考えております。

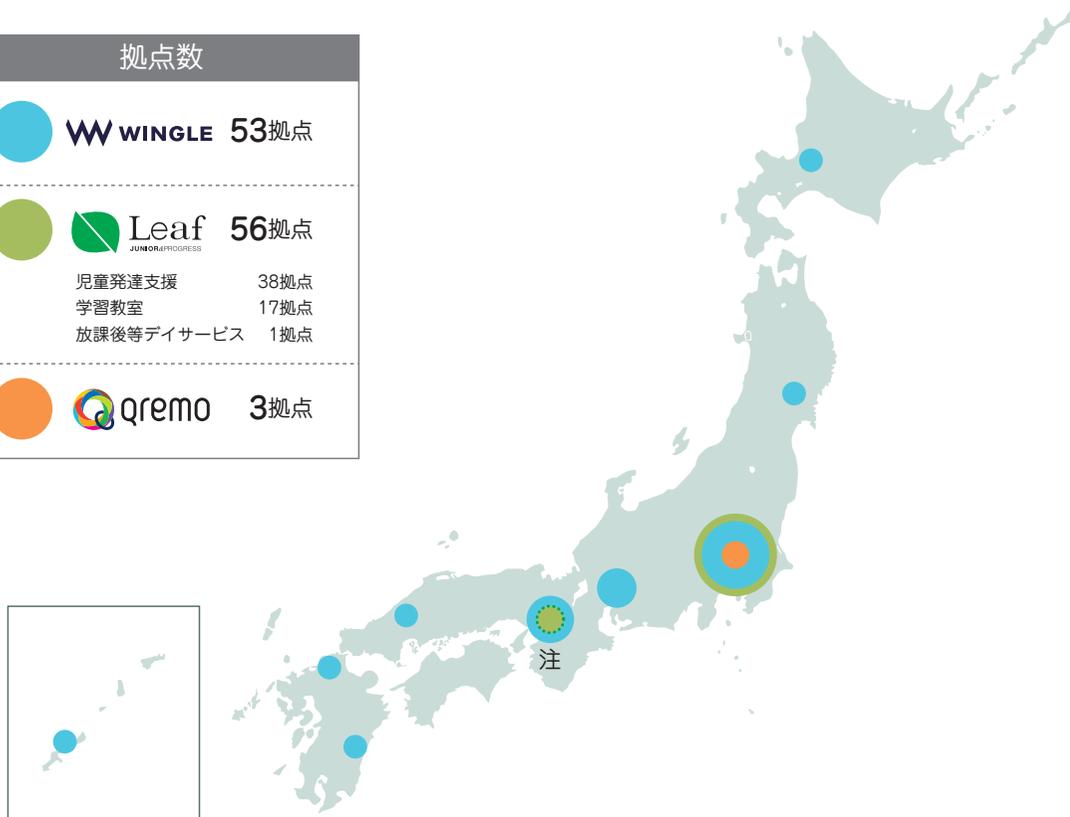
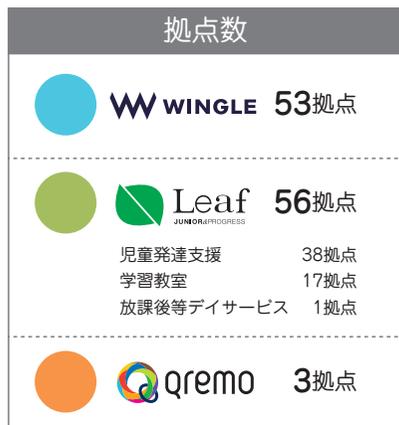
当該展開により、未就学児から成人まで継続できる公費サービスの提供が実現し、学習教室事業やQremo事業等当社の様々なサービスと併せたワンストップサービスの提供が可能になると考えております。

③ インターネット事業におけるプラットフォームの実現

障害のある方やそのご家族、子どもを持つご両親等を対象とするポータルサイトにて、個別のニーズに合わせた質の高い情報を提供するとともに、当社の店舗サービスの中から自身にとって最適なサービスを選択することができるプラットフォームとしての機能の提供を考えております。

3. 事業拠点

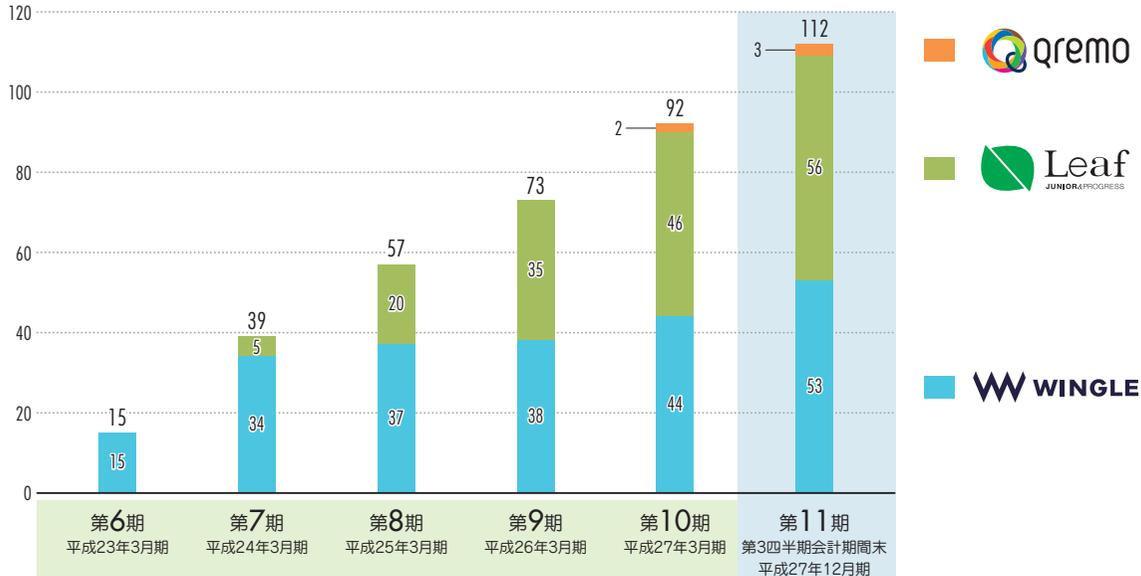
■ 全国の事業拠点 (平成27年12月末時点)



注：平成28年1月 Leaf初の関西拠点を開設

■ 事業拠点数推移

(単位：拠点)



■売上高



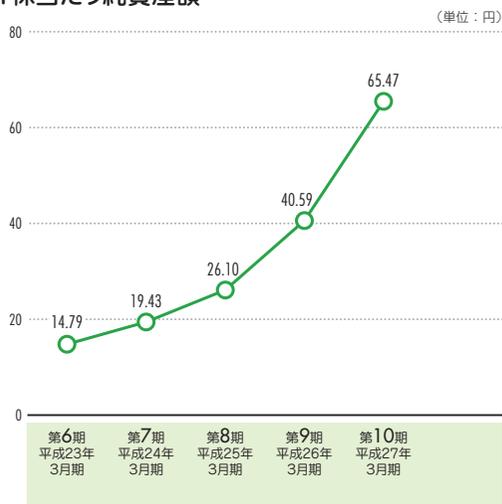
■純資産額／総資産額



■経常利益



■1株当たり純資産額



(注) 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

■当期(四半期)純利益



■1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。上記では、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	23
5. 従業員の状況	23
第2 事業の状況	24
1. 業績等の概要	24
2. 生産、受注及び販売の状況	26
3. 対処すべき課題	28
4. 事業等のリスク	30
5. 経営上の重要な契約等	33
6. 研究開発活動	33
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	33
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	40
第4 提出会社の状況	41
1. 株式等の状況	41
2. 自己株式の取得等の状況	55
3. 配当政策	55
4. 株価の推移	55
5. 役員の状況	56
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	58

第5	経理の状況	62
1.	財務諸表等	63
(1)	財務諸表	63
(2)	主な資産及び負債の内容	111
(3)	その他	113
第6	提出会社の株式事務の概要	114
第7	提出会社の参考情報	115
1.	提出会社の親会社等の情報	115
2.	その他の参考情報	115
第四部	株式公開情報	116
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	116
第2	第三者割当等の概況	118
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	118
2.	取得者の概況	121
3.	取得者の株式等の移動状況	122
第3	株主の状況	123
	[監査報告書]	125

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月8日
【会社名】	株式会社LITALICO
【英訳名】	LITALICO Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 敦弥
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03-5704-7355 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 坂本 祥二
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03-5704-7355 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 坂本 祥二
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 252,960,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,132,740,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 214,551,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	320,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

- （注）
1. 平成28年2月8日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成28年2月23日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 4. 上記とは別に、平成28年2月8日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式230,700株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成28年3月3日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年2月23日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	320,000	252,960,000	136,896,000
計（総発行株式）	320,000	252,960,000	136,896,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年2月8日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（930円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は297,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年3月4日(金) 至 平成28年3月9日(水)	未定 (注) 4.	平成28年3月13日(日)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年2月23日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月3日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年2月23日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年3月3日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年2月8日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年3月3日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年3月14日(月) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに関し、平成28年2月25日から平成28年3月2日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 田町支店	東京都港区芝五丁目33番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	320,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年3月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	320,000	—

(注) 1. 引受株式数については、平成28年2月23日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年3月3日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
273,792,000	8,000,000	265,792,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（930円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額265,792千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算上限197,386千円と併せて、設備資金として400,000千円を拠点の開設にかかる費用に充当(平成28年3月期に90,000千円、平成29年3月期に310,000千円)予定であります。

残額においては、当社のインターネット事業を効果的に拡大していくための人件費や外注費等に平成29年3月期までに充当する予定であります。

なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年3月3日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,218,000	1,132,740,000	東京都目黒区 佐藤 崇弘 372,000株 岐阜県多治見市 長谷川 敦弥 240,000株 東京都中野区 伊藤 崇 126,000株 東京都足立区 北山 剛 102,000株 東京都新宿区 若新 雄純 78,000株 東京都北区 星島 聖二郎 72,000株 福岡県北九州市小倉北区 檜垣 洋平 60,000株 宮城県仙台市青葉区 本郷 純 48,000株 東京都目黒区 泉 健治郎 42,000株 東京都国分寺市 土田 扶門 36,000株 東京都港区 市川 大樹 24,000株 埼玉県川越市 浅見 淳 12,000株 東京都世田谷区 宮城 治男 6,000株
計(総売出株式)	—	1,218,000	1,132,740,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（930円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、76,900株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 3月4日(金) 至 平成28年 3月9日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 埼玉県さいたま市大宮区桜 木町四丁目333番地13 むさし証券株式会社 東京都千代田区麴町二丁目 4番地1 マネックス証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7 番12号 SMB Cフレンド証券 株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年3月3日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	230,700	214,551,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 230,700株
計(総売出株式)	—	230,700	214,551,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年2月8日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式230,700株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（930円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 3月4日(金) 至 平成28年 3月9日(水)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である長谷川教弥（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式230,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 230,700株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成28年3月29日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成28年2月23日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成28年3月3日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年3月14日から平成28年3月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である長谷川敦弥、売出人である佐藤崇弘、土田扶門、星島聖二郎、本郷純、檜垣洋平、伊藤崇、北山剛、泉健治郎、宮城治男、市川大樹及び浅見淳、当社株主である中俣博之、坂本祥二、田所亮、玉谷祥子、野口晃菜、岸田崇志、上田浩司及び小助川将並びに新株予約権者である三木雄信及びシー・ジェフリー・チャーは、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年9月9日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、売出人である若新雄純は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月8日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	803,817	1,741,375	2,926,174	4,211,805	5,528,727
経常利益 (千円)	36,650	57,730	37,152	170,775	306,771
当期純利益 (千円)	36,594	30,673	39,313	84,133	191,300
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	49,000	49,000	56,875	76,125	76,125
発行済株式総数 (株)	1,140	1,140	1,203	1,280	1,280
純資産額 (千円)	94,528	132,923	188,410	311,700	502,782
総資産額 (千円)	435,472	1,001,343	1,595,467	2,241,278	2,594,897
1株当たり純資産額 (円)	88,759.10	116,599.45	156,616.96	40.59	65.47
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	33,541.75	27,362.54	34,455.71	11.66	24.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.7	13.3	11.8	13.9	19.4
自己資本利益率 (%)	45.8	27.0	24.5	33.6	47.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	122,576	170,021
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△160,155	△109,586
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	47,645	△97,164
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	578,277	541,547
従業員数 (人)	211	447	585	745	964

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第6期、第7期及び第8期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

8. 従業員は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません。

9. 第7期において、売上高が第6期と比較して937,557千円増加しております。これは主として就労支援事業（現WINGLE事業）によるもので、第7期において新規拠点の開設等により売上高が伸長いたしました。売上高は増加した一方で、第7期における当期純利益は、第6期と比較して5,920千円減少しております。これは、第6期において株式会社ウイングル・ヒューマンサポートを吸収合併し、抱合せ株式消滅差益24,062千円を特別利益に計上したことの反動減によるものです。
10. 第9期及び第10期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
11. 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額	(円)	14.79	19.43	26.10	40.59	65.47
1株当たり当期純利益金額	(円)	5.59	4.56	5.74	11.66	24.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成17年12月	障害者の就労促進を目的に宮城県仙台市宮城野区に株式会社イデアルキャリアを設立（資本金2,000万円）。
平成17年12月	首都圏における営業拠点として東京支店（東京都新宿区）開設。
平成18年1月	自社雇用した障害者によるBPO事業（事務アウトソーシング事業）開始。
平成18年7月	障害者求人専門の有料職業紹介事業開始。
平成18年8月	株式会社ウイングルに商号変更。
平成18年10月	障害者雇用環境整備が必要な企業に、管理者を派遣するための一般労働者派遣事業開始。
平成19年2月	地方に首都圏企業のサテライトオフィスを設け、そこで障害者を雇用する障害者雇用支援事業開始。
平成20年2月	就労移行支援事業（障害者への職業訓練事業）を運営する100%子会社である株式会社ウイングル・ヒューマンサポート設立（資本金150万円）。
平成20年3月	就労移行支援事業開始。
平成21年8月	東京都千代田区に東京支店移転、東京支店に本社機能を移転。
平成22年5月	100%子会社株式会社ウイングル・ヒューマンサポートを吸収合併。
平成23年2月	東京都港区に本社機能を移転。
平成23年6月	東京都目黒区に学習塾Leaf中目黒校（現Leafプログレス中目黒）を開設し、学習教室事業を開始。
平成23年10月	東京都目黒区にLeafジュニア中目黒を開設し、児童発達支援事業を開始。
平成24年4月	教育事業に従事する人材育成を目的にLeaf研修センターを東京都目黒区に開設（現在は本社内に配置）。
平成24年6月	BPO事業をイー・ガーディアン株式会社へ譲渡。
平成24年6月	就労移行支援に従事する人材育成を目的に就労支援事業研修センターを東京都大田区に開設（現在は本社内に配置）。
平成25年12月	現在地（東京都目黒区上目黒）に本社機能を移転。
平成26年4月	東京都渋谷区にQremo渋谷校を開設し、Qremo事業を開始。
平成26年6月	株式会社LITALICOに商号変更し、登記上の本店所在地を東京都目黒区に移転。
平成27年4月	子育て情報サイトConobieをオープン。
平成27年12月	神奈川県川崎市川崎区にLeaf川崎砂子を開設し、放課後等デイサービス事業を開始。
平成28年1月	大阪府大阪市にLeaf初の関西拠点であるLeaf梅田開設。
平成28年1月	発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイトLITALICO発達ナビをオープン。

3 【事業の内容】

当社は設立以来「障害のない社会をつくる」というビジョンのもとで、社会課題を解決するための事業を運営しております。

働くことに障害のある方への就労支援サービスである「WINGLE事業」、子ども一人ひとりの個性に合わせた学びを提供する幼児教室・学習教室である「Leaf事業」、及び「その他」（子どもの創造性を育むためのIT×ものづくり教室である「Qremo事業」、子育てに関する情報メディアや発達が気になる子どもを持つご家族向けのポータルサイトを提供する「インターネット事業」）を展開しております。

内閣府「障害者白書」（平成27年）によると、日本における障害者数は787.9万人（うち、身体障害者393.7万人（人口千人当たり31人）、知的障害者74.1万人（同6人）、精神障害（注1）者320.1万人（同25人））であり、およそ国民の6%が何らかの障害を有していることとなります。

また、文部科学省「通級による指導実施状況調査結果について」（平成25年）によると、通級による指導（注2）を受けている児童生徒数の推移は、平成5年12,259人から平成25年77,882人に増加しております。

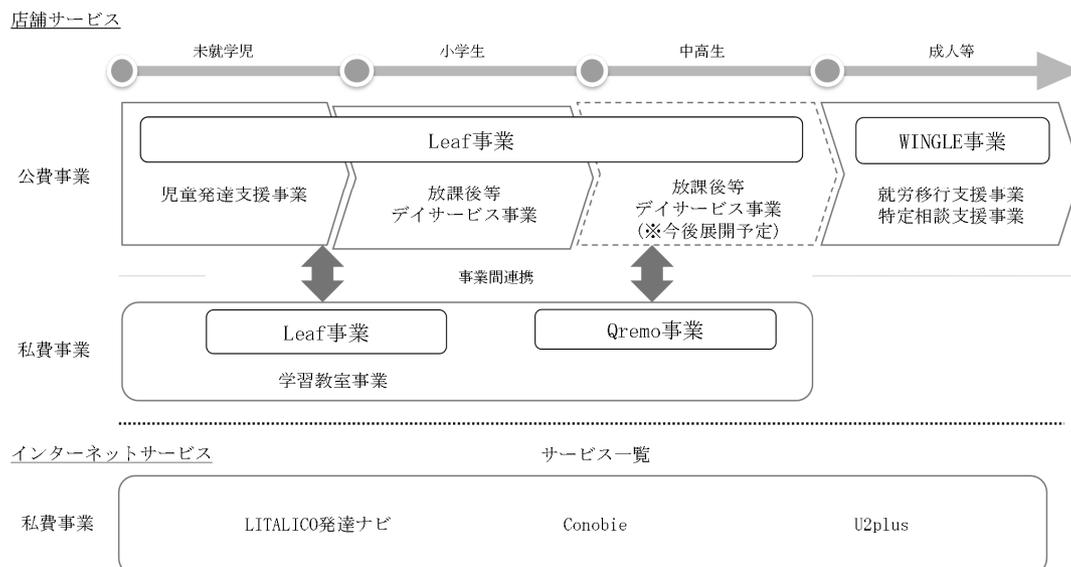
このような状況をうけ、一人ひとりの可能性が最大化され、生きづらさを解消するための問題解決を、以下の事業を通じて実現しています。

当社のセグメント区分と事業・サービスは下記のとおりです。

セグメント区分	主な顧客	事業	概要
WINGLE事業	精神障害を中心とした障害者の方々	就労移行支援事業	就職するための訓練・就職活動支援の実施、就職後の定着支援。
		特定相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施。
Leaf事業	発達障害の子どもを中心とした未就学児・小学生・中高生	児童発達支援事業	行政（市区町村）によってサービス受給者証（注3）を発行された未就学児を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
		放課後等デイサービス事業	行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
		学習教室事業	サービス受給者証を発行されていない未就学児・小学生・中高生を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
その他	未就学児（主に年長）・小学生・中高生全般	Qremo事業	プログラミング、ロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブ리케이션等、最先端のデジタルものづくりを通じた教育の提供。
	発達障害の子どものご両親 子育て中のご両親 うつ病患者やうつ病を予防したい方	インターネット事業	LITALICO発達ナビ 発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイト。 ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ掲載、療育事例の提供、その他発達障害のある子どもの子育てに関する情報の提供。 Conobie 親がライターとなり、子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信。また、産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事も提供。 U2plus うつ症状の予防・回復・再発防止をサポートするWebサービス。

（注）上記セグメント区分は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社の事業の一覧は下記のとおりです。



当社において、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得る事業を公費事業と定めております。また、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得ない事業を私費事業と定めております。

当社の拠点数の推移は以下のとおりです。

	WINGLE事業		Leaf事業			Qremo事業	拠点数合計 (拠点)
	就労移行 支援事業	特定相談 支援事業	児童発達 支援事業	放課後等 デイサー ビス事業	学習教室 事業		
平成23年3月期末	15	—	—	—	—	—	15
平成24年3月期末	34	—	4	—	1	—	39
平成25年3月期末	37	—	15	—	5	—	57
平成26年3月期末	38	—	22	—	13	—	73
平成27年3月期末	44	—	30	—	16	2	92
平成28年3月期 (平成27年12月31 日時点)	51	2	38	1	17	3	112

地域別では、平成27年12月31日時点、北海道地方3拠点、東北地方2拠点、関東地方80拠点、中部地方7拠点、近畿地方12拠点、中国地方3拠点、九州地方5拠点となっております。

(1)WINGLE事業

WINGLE事業は、就労移行支援事業と特定相談支援事業の2つの事業から構成されております。

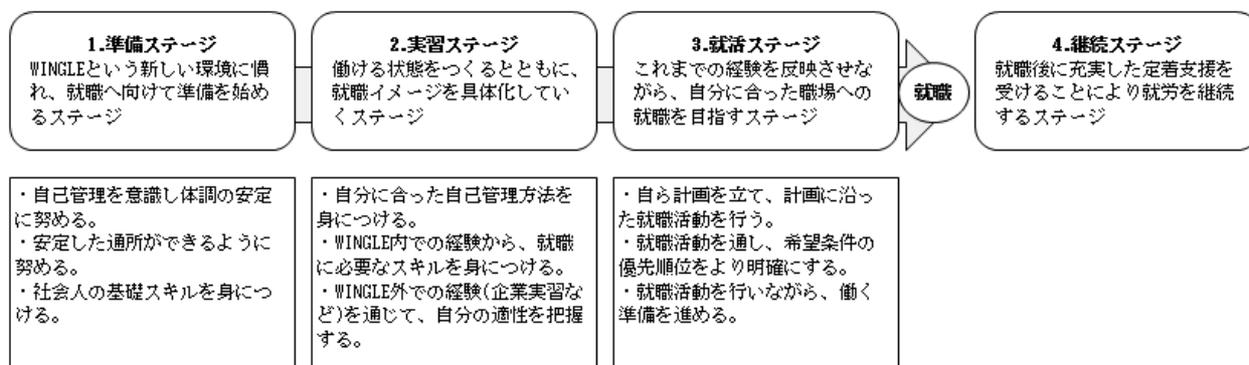
①就労移行支援事業

当事業は、当社の運営する就労移行支援センターにおいて、行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された65歳未満の障害者に対して、就労移行支援を行う事業です。

当社の運営する就労移行支援のサービス内容は、就労を目指す65歳未満の障害者（以下、顧客という）を対象にしたコミュニケーション訓練、PCスキルを向上するための訓練、職場実習等の職業訓練等であり、これらを実施することで、顧客の適性と希望職種のマッチング、応募先企業の開拓や選定を行います。また、企業を選定した後は、模擬面接等の面接訓練も行い、さらに就職後は定着の支援まで行います。平成27年度12月末時点における当社の運営する就労移行支援センターの顧客の63.5%は精神障害のある方となっております。

就労移行支援センターには、障害者総合支援法により一定数のサービス管理責任者や職業指導員等の人員配置が定められております。

当社の運営する就労移行支援センターのサービスの流れは以下のとおりです。



就労移行支援事業の特徴は以下のとおりです。

a 就職実績

積極的な求人開拓と書類添削や模擬面接、面接同行などの就活支援を実施してWINGLEを利用した方々の就職先は1,000社以上にのぼり、創業以来、平成27年12月末時点における就職者数は約3,600名になります。また、平成27年12月末時点の就職6ヵ月後の定着率は86.1%となりました。

b 長く働く為の充実したカリキュラムの存在

電話応対、ビジネスコミュニケーション、ストレス対処法など豊富な実践的プログラムやPC訓練にとどまらず、「長く安心して働きたい。」顧客のそんな気持ちに応える就労支援サービスを提供します。自分にあった就職をすることと、ひとりで抱え込まないことなど、「どう働きたいか」「自分らしく働く」を大切に、カリキュラムを構成しています。

c 顧客に即した支援サービスを提供するための採用と育成体制

入社時に知識として、「就労移行支援の理解」「障害に関する知識の習得」「支援方法の理解」を学びます。その後の6ヵ月間、センターでの実践を踏まえて、知識がスキルとして定着するようフォローアップ研修を行っていきます。研修は単なる座学の提供にとどまらず、テストによる理解度確認や、ロールプレイを通して実践的な理解を促進するなど、支援で求められる知識とスキルを身につけられる内容になっています。

また、スキルアップとして社内にて設けている等級制度に則り、スキルアップしていくための研修を実施しています。障害のある方に対する支援スキルのみならず、雇用側の企業に対してのアプローチ方法や、各種社会資源と連携しながら地域での支援をコーディネートしていくソーシャルワークなど、就労支援における一連の業務を正しく理解、実践していることを、知識の埋め込みだけでなくプレゼンやロールプレイ、さらには実地でのスーパーバイズも交え、実践を重視した研修を行っています。

②特定相談支援事業

当事業は、当社の運営する相談支援センターにおいて基本相談支援と計画相談支援を行うサービスです。障害福祉サービスを利用する前に、障害のある方に適した「サービス等利用計画」を作成し、利用計画を作成した後も定期的に障害福祉サービスの利用状況などをモニタリングして、変更が必要な場合には利用計画の改善を行う事業です。相談支援センターには、障害者総合支援法により一定数の相談支援専門員等の人員配置が定められております。

(2)Leaf事業

Leaf事業は、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、そして学習教室事業の3つの事業から構成されております。全事業共に以下の特徴を有しております。

児童一人ひとりの発達段階に沿った個別の指導計画を用いることにより個別最適で多様な学びの機会を提供しています。また、発達障害（注4）を持たない子どもか発達障害の子どもかでクラス分けせずに、多様な児童を同一環境で教育し、自尊心や社会性を育成するインクルーシブ教育（注5）の実施。

保護者に対して授業内容のフィードバックや教育ノウハウの個別アドバイス、家庭だけではなく児童が生活する地域社会への働きかけ等保護者・地域社会とのコミュニケーションの充実。

高度なコミュニケーション能力や音楽・英語等のスペシャリティを持っているか等、児童の成長により良い影響を与えられる人材の採用と、国内外から有識者・経験者を集った当社独自の研修システム。

児童や保護者が教室に通うことへの抵抗感を減らし、楽しんで通いたくなる遊び心のある内装の教室や沿線・地域に沿ったドミナント展開。

①児童発達支援事業

当事業は、当社の運営する教室において、発達障害を持つ児童を中心に、行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された児童を対象に教育サービスを提供する事業です。児童発達支援事業には、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や指導員等の人員配置が定められております。

児童発達支援事業のサービス内容は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供しております。

②放課後等デイサービス事業

当事業は、当社の運営する教室において、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している発達障害の子どもに、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する事業です。放課後等デイサービス事業には、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や指導員等の人員配置が定められております。

放課後等デイサービス事業は、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。

③学習教室事業

当事業は、当社の運営する教室において、教育サービスを提供する対象となる顧客の年齢によって、小学校入学前の幼児を対象とする「Leafジュニア教室」と、小学校入学以降の児童を対象とする「Leafプログレス教室」を展開しております。

幼児教室では、児童発達支援事業の対象外（サービス受給者証未発行者）となる親子教育や保育園・幼稚園・小学校への入園・入学準備といった個別サービスの提供を行っております。学習塾では小学生、中学生、高校生を主な対象に教育サービスを提供しております。どちらの教室も発達障害の子どもが主な顧客になります。幼児教室においては児童発達支援事業を行う教室に併設する形で運営しているところもあり、児童発達支援事業と併用して利用されるケースが一定数見られます。

(3)その他

①Qremo事業

当事業は、未就学児（主に年長）から高校生まで幅広い年代の子どもたちを対象に、プログラミングやロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション、デザインなど、最先端のデジタルものづくりを通じた教育を提供する事業です。

当事業の特徴は、プログラミング・ロボット開発など「IT×ものづくり」を通して、子どもの興味・関心をベースとした自主的な学びを引き出し、子どもたちの考える力、作る力、伝える力を育みます。

②インターネット事業

当事業は、発達障害の子どもや発達に気になる子どものご家族をサポートする「LITALICO発達ナビ」、子育て中のご両親を対象とした子育て情報メディア「Conobie」、うつ病患者やうつ病を予防したい方を対象とした、うつ症状の予防・回復・再発防止をサポートするWebサービス「U2plus」等のサービスを提供しております。

a LITALICO発達ナビ

発達障害の子どもや発達が気になる子どものご家族に向けたポータルサイトです。ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ情報、療育事例、その他発達障害のある子どもの子育てに関する情報を提供致します。

b Conobie

子育て中のご両親向けに記事を提供するメディアです。子育て中の親がライターとなり、子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信。また、産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事も提供致します。

平成27年4月に開設し、平成27年12月末時点におけるMAU（注6）は約145万人となっております。

c U2plus

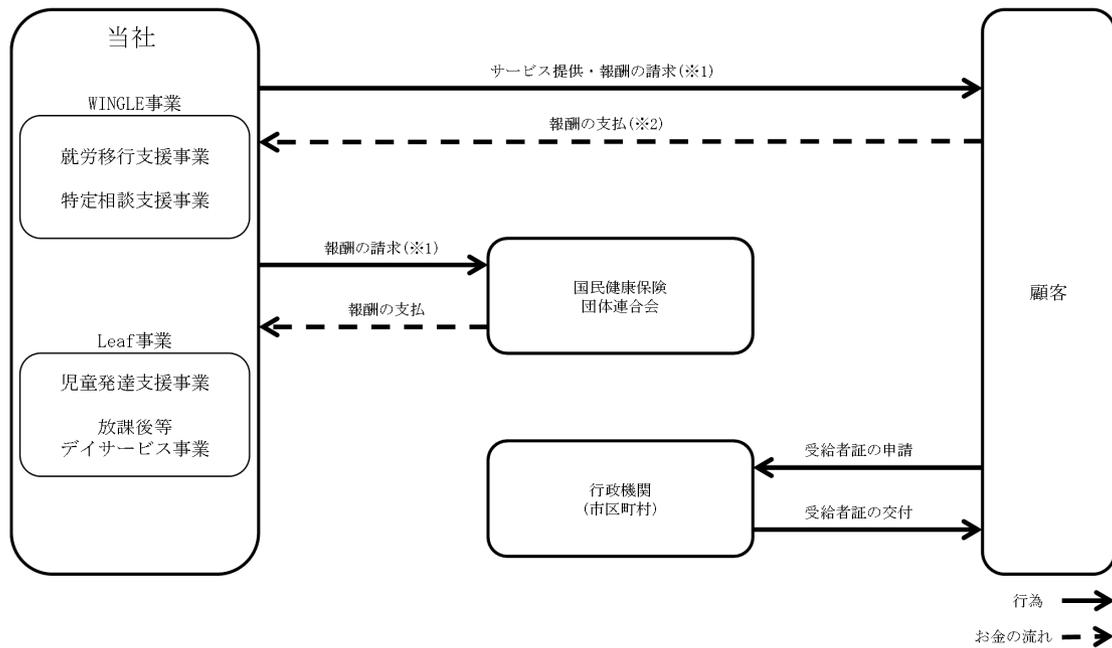
うつ症状改善のための療法の一つに認知行動療法(注7)があり、医学的にうつ病の回復に効果が高いと証明されています。U2plusは、認知行動療法を「誰でも、いつでも、気軽に」Web上で実践でき、またユーザー同士が悩みを共有し、励まし合うコミュニティ機能を持ったWebサービスとなっています。

WINGLEを利用されている方からの利用や、U2plusからWINGLEへの送客の実現により、その方にあった多様なサービスを提供することが可能です。

当社の事業系統図は以下のとおりになります。

<店舗サービス 公費事業>

公費事業



※1 報酬の計算方法は以下のとおりです。

顧客人数(注1)×単価(注2)=報酬額

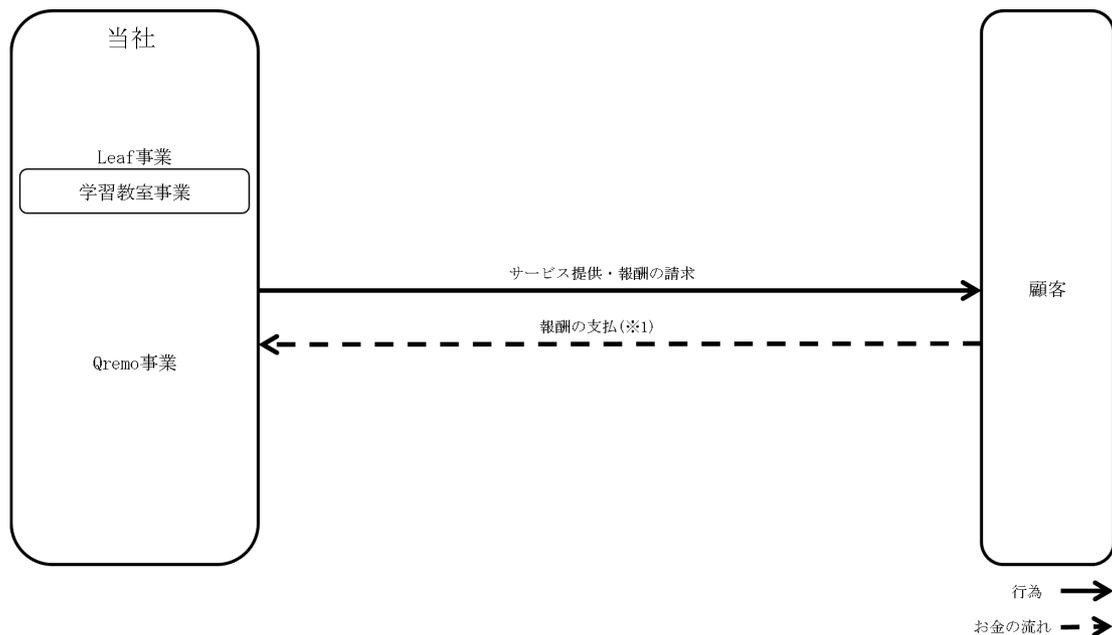
(注1) 顧客人数は上限となる定員数が定められております。

(注2) 当社における標準的な単価は以下のとおりです。

(基本報酬単価+各種加算)×(1+処遇改善加算)×地区単位

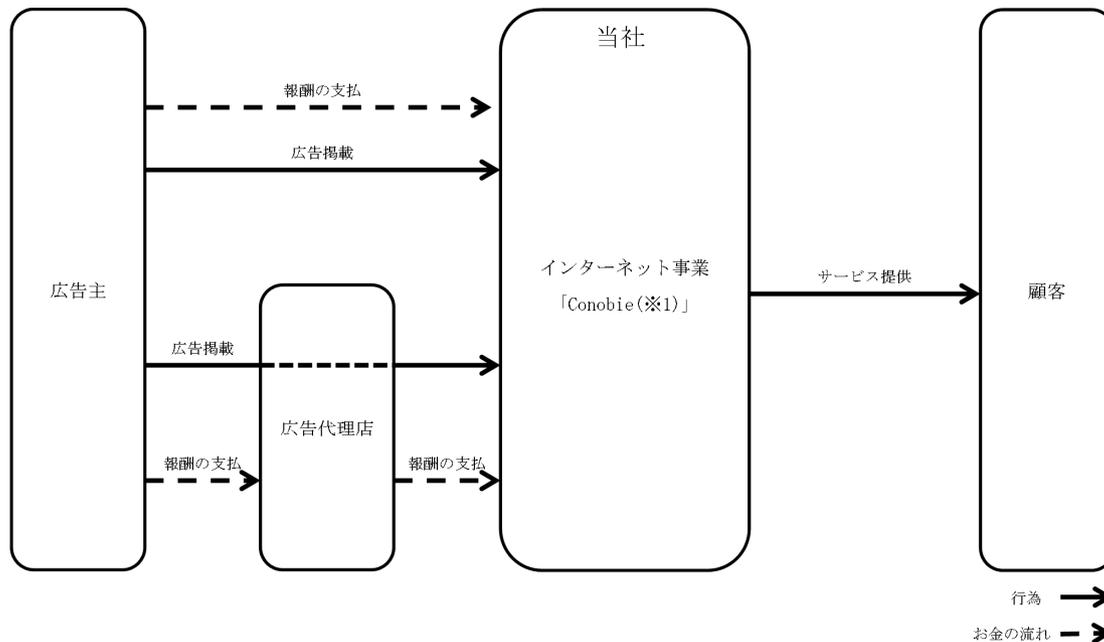
※2 顧客本人の自己負担分は10%となっております。ただし、所得水準に応じて支払(自己負担)を免除される顧客(保護者)が存在し、当社のWINGLE事業における実績では、9割以上の方に自己負担なくご利用いただいております。

<店舗サービス 私費事業>



※1 料金は全額自己負担(保護者負担)となっており、コンビニエンスストア決済もしくは銀行口座引き落としとなります。

<インターネットサービス>



※1 本書提出日現在、売上が発生しているサービスはConobieのみであるため、LITALICO発達ナビとU2plusについて記載しておりません。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
注1	精神障害	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患等を有する者をいう。
注2	通級による指導	小学校、中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として、その障害の状態に応じ個別指導を中心とした特別の指導を通級指導教室という特別な指導の場で行うもの。
注3	サービス受給者証	正式名称は障害福祉サービス受給者証。障害福祉サービスを利用する際、必要になる証明書。住所のある市区町村に申請して交付を受ける。
注4	発達障害	発達障害とは先天的な様々な要因によって、主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れる発達遅延であり、自閉症スペクトラム(ASD)や学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の種類がある。
注5	インクルーシブ教育	インクルーシブ教育とは、障害のあるなしにかかわらず、誰もがそれぞれに特性をもち、誰もが違うことを前提とした、すべての子どもたちに開かれた包括的な教育を指す。
注6	MAU	Monthly Active Usersの略。月に1回以上閲覧のあった利用者数を示す。
注7	認知行動療法	ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)の一種。

<当社に関連する主な法律>

年度	法律	関連する事業
平成18年度	障害者自立支援法（施行） 生活支援の分野においては、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等を図り、同法の施行後、法の定着を図るため、激変緩和のために累次の対策を講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを行った。	WINGLE事業
平成19年度	学校教育法等一部改正等（改正） 教育・育成の分野においては、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に成立し、平成19年4月から施行された。平成18年12月には、「教育基本法」が全面的に改正され、同月から施行され障害のある幼児児童生徒についても、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が、「教育の機会均等」に関する規定に新たに明記された。	Leaf事業
平成20年度	障害者雇用促進法（改正） 雇用・就業の分野においては、障害のある人の社会参加に伴いその就業に対するニーズが高まっており、障害のある人の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要なことから、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年12月に成立し、平成21年4月から順次施行されている。	WINGLE事業
平成24年度	一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算が創設された。利用者の企業実習や就職活動への同行支援に対する加算が創設された。	WINGLE事業
平成24年度	児童福祉法（改正） 身近な地域で支援を受けられるよう、施設、事業所が発達障害の子どもの状態等に応じて柔軟に対応できるようになった。 通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じて整備された。 児童福祉法に基づいて「児童発達支援」と「放課後等デイサービス（児童デイサービス）」に分けられた。	Leaf事業
平成25年度	障害者総合支援法（施行） 障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを主旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された。	WINGLE事業
平成25年度	障害者法定雇用率が改定され1.8%から2.0%へ増加された。	WINGLE事業
平成27年度	利用者の就労定着期間に着目した加算が創設された。 一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算が強化された。	WINGLE事業
平成27年度	経験者や有資格者（総じて「児童指導員」）の配置に対する評価の加算が創設された。 関係機関との連携、相談援助支援に関する評価の加算が創設された。	Leaf事業

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
980(194)	31.2	2.3	3,643

セグメントの名称	従業員数（人）
WINGLE事業	443 (20)
Leaf事業	409(136)
報告セグメント計	852(156)
その他	36 (29)
全社（共通）	92 (9)
合計	980(194)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、()内に年間平均従業員数を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は正社員、契約社員にて算出しております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。なお、当社は賞与を支給しておりません。
4. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、管理本部に所属しているものであります。
5. 従業員数が、平成27年3月31日時点の964人に比べて210人増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度における我が国の経済は、企業業績の改善や個人消費の持ち直しの動きが見られ、株価も堅調に推移するなど景気回復の足どりは確かなものになりつつあります。しかし、消費税率引き上げの影響や新興国をはじめとした海外景気の下振れ懸念のリスクは潜在しており、依然として景気先行きに予断を許さない状況が続いております。当社を取り巻く事業環境においては、市況改善による税収の自然回復が見込みにくい状況下での社会保障財政の健全化を目指し「社会保障と税の一体改革」が推進され、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法が成立しました。この改革によって消費税の使途が基礎年金、老人医療、介護という高齢者3経費から、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大されるなど、高齢者中心の社会保障から、現役世代、特に少子化対策を重視した社会保障への方針転換が鮮明になっております。

出生率回復を目指す我が国政府は少子化対策の一環として、保育所待機児童の解消や、小児医療体制の充実等とあわせ、発達障害の子どもに対する支援を重点項目に取り上げております。

このような外部環境の変化を考慮し、当事業年度の当社は、長期的利益の安定成長を実現するため、WINGLE事業の一層の強化や業務効率の改善等とあわせ、発達障害の子どもを対象とした児童発達支援事業及び学習教室事業への投資を強化しております。具体的には当事業年度の新規センター・教室の開設数は、WINGLE事業6センター、児童発達支援事業8教室、学習教室事業3教室となりました。

このような状況の下、当事業年度の当社業績は堅調に伸張し、売上高は5,528,727千円（前事業年度4,211,805千円）となり、前事業年度と比べ1,316,921千円増加（前年同期比131.3%）いたしました。営業利益は331,787千円（前事業年度198,680千円）となり、133,107千円増加（前年同期比167.0%）いたしました。経常利益は306,771千円（前事業年度170,775千円）となり、135,996千円増加（前年同期比179.6%）、また当期純利益は191,300千円（前事業年度84,133千円）となり、107,167千円増加（前年同期比227.4%）いたしました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

①WINGLE事業

売上を牽引したのはWINGLE事業であり、売上高は3,322,660千円（前事業年度2,817,154千円）となり、前事業年度と比べ505,506千円増加（前年同期比117.9%）いたしました。セグメント利益は1,313,403千円（前事業年度1,160,333千円）となり、前事業年度と比べ153,069千円増加（前年同期比113.2%）いたしました。この要因として前事業年度に開設した1センターを含む各センターが堅調に推移したこと、また、過去の事業で蓄積した就労者輩出ノウハウを全センターで共有することで就労実績が向上し、その実績に魅力を感じた顧客の継続的獲得によるものと考えております。

②Leaf事業

Leaf事業は前事業年度に引き続き、積極的な投資を行い、当事業年度において児童発達支援事業8教室、学習教室事業3教室を開設し、売上高は2,144,533千円（前事業年度1,347,657千円）となり、前事業年度と比べて796,875千円増加（前年同期比159.1%）いたしました。セグメント利益は230,832千円（前事業年度は24,125千円の損失）となり、前事業年度と比べ254,958千円増加いたしました。この要因は開設済みの教室の黒字幅の拡大によるものです。

③その他

報告セグメントに含まれないその他の事業の売上高は61,533千円（前事業年度46,993千円）となり、前事業年度と比べ14,540千円増加（前年同期比130.9%）いたしました。セグメント損失は122,132千円（前事業年度は14,964千円の損失）となり、前事業年度と比べ107,167千円悪化となりました。この要因は当事業年度中における新規事業への投資によるものです。

第11期第3四半期累計期間（自平成27年4月1日至平成27年12月31日）

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、政府や日銀による経済・金融政策等の効果により、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方、海外経済の下振れリスクの影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境においては、市況改善による税収の自然回復が見込みにくい状況下での社会保障財政の健全化を目指し「社会保障と税の一体改革」が推進され、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法が成立しました。この改革によって消費税の使途が基礎年金、老人医療、介護という高齢者3経費から、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大されるなど、高齢者中心の社会保障から、現役世代、特に少子化対策を重視した社会保障への方針転換が鮮明になっております。

出生率回復を目指す我が国政府は少子化対策の一環として、保育所待機児童の解消や、小児医療体制の充実等とあわせ、発達障害児支援を重点項目に取り上げております。

このような外部環境の変化を考慮し、当事業年度の当社は、長期的利益の安定成長を実現するため、一般就労等を希望される障害者等を対象としたWINGLE事業の一層の強化や業務効率の改善等とあわせ、発達障害を持つ児童を対象としたLeaf事業への投資を強化しております。具体的には当第3四半期累計期間の新規センター・教室の開設数は、WINGLE事業9センター、Leaf事業10教室、その他（Qremo事業）1教室となりました。

このような事業環境のもと、当第3四半期累計期間の業績につきましては、売上高5,374,554千円、営業利益625,612千円、経常利益630,796千円となり、四半期純利益は425,911千円となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

①WINGLE事業

既存センター及び新規開設センターが順調に推移したことにより、当第3四半期累計期間の売上高は、3,049,279千円、セグメント利益は、1,208,042千円となりました。

②Leaf事業

既存教室及び新規開設教室が順調に推移したことにより、当第3四半期累計期間の売上高は、2,242,248千円、セグメント利益は、481,961千円となりました。

③その他

既存教室が順調に推移したこと及び、インターネット事業への投資により、当第3四半期累計期間の売上高は、83,026千円、セグメント損失は、164,834千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末残高の578,277千円に比べ36,729千円減少し、当事業年度末残高は541,547千円となりました。なお、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、170,021千円となりました。これは主に、売上債権の増加により237,958千円の支出となった一方で、税引前当期純利益302,225千円、減価償却費137,275千円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、109,586千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出37,075千円、無形固定資産の取得による支出36,464千円、敷金の差入による支出37,035千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は97,164千円となりました。これは、長期借入れによる収入780,000千円、長期借入金の返済による支出733,892千円、リース債務の返済による支出38,804千円、長期未払金の返済による支出104,468千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社は、WINGLE事業とLeaf事業を通じて、障害者や発達障害の子どもへのサービスを提供しております。生産実績に該当する事項がありませんので、記載をしておりません。

(2)商品仕入実績

当社の商品仕入実績は、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3)受注状況

当社は、受注生産等を行っておりませんので、受注状況に関する記載をしておりません。

(4)販売実績

当事業年度及び当第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		第10期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第11期第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
		販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
WINGLE事業		3,322,660	117.9	3,049,279
Leaf事業	児童発達支援事業	1,420,684	139.2	1,459,924
	学習教室事業	723,849	221.3	782,323
	計	2,144,533	159.1	2,242,248
報告セグメント計		5,467,193	131.3	5,291,527
その他		61,533	130.9	83,026
合計		5,528,727	131.3	5,374,554

当事業年度及び当第3四半期累計期間の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別	都道府県	第10期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			第11期第3四半期 累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
		期末拠点数	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
北海道地方	北海道	3	156,492	113.2	151,406
東北地方	宮城県	2	146,866	96.4	124,284
関東地方	東京都	29	3,514,543	141.9	3,557,224
	神奈川県	17			
	埼玉県	9			
	千葉県	8			
	栃木県	1			
中部地方	愛知県	5	592,732	107.7	482,039
	静岡県	2			
近畿地方	大阪府	5	553,294	141.1	586,692
	兵庫県	3			
中国地方	広島県	3	205,401	126.5	190,517
九州地方	福岡県	3	359,396	106.0	282,389
	沖縄県	1			
	宮崎県	1			
合計		92	5,528,727	131.3	5,374,554

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度及び当第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第9期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第10期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第11期第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東京都国民健康保険団体連合会	886,376	21.0	1,092,317	19.8	1,019,803	19.0
神奈川県国民健康保険団体連合会	505,762	12.0	714,287	12.9	730,325	13.6

3 【対処すべき課題】

当社では、中長期的に継続した企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

(1) 既存の店舗サービスの全国展開

全事業合わせて112ヶ所のセンター・教室（平成27年12月31日現在）を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなど顧客の要望に応えきれておりません。

このような顧客の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えております。

(2) 周辺ビジネス領域への拡大によるワンストップサービスの提供

現在、未就学児向けの公費事業である児童発達支援事業を卒業した児童が当社のサービスを継続して受けて頂く場合、私費事業である学習教室事業に入学して頂くことになるため、小学生以降の子どもを対象とした公費事業である放課後等デイサービス事業への展開に対して、継続して顧客から要望がありました。

このような顧客の要望に応えるためにも、児童発達支援事業を卒業した児童が継続して利用できる公費事業のサービスとして、放課後等デイサービス事業を開始しております。

本書提出日現在、放課後等デイサービス事業は小学生向けに展開しておりますが、更なる顧客の要望にお応えするためにも、中学生・高校生に向けた放課後等デイサービス事業を展開してまいりたいと考えております。

当該展開により、児童発達支援事業(未就学児)、放課後等デイサービス事業(小学生)、放課後等デイサービス事業(中学生・高校生)、就労移行支援事業にて未就学児から成人まで継続して当社の公費事業のサービスを提供し、更に学習教室事業やQremo事業等当社の様々なサービスも併せて提供することで、顧客に対するワンストップサービスの提供を行いたいと考えております。

(3) インターネット事業におけるプラットフォームサービスの実現

発達障害や精神障害等の障害や子育て全般に関する質の高い情報の提供に関して、継続して顧客から要望がありました。

このような顧客の要望に応えるためにも、障害を持つ方やそのご家族、子供を持つ親等を対象とするポータルサイトにて、ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報やその他子育て等に関する質の高い情報を提供すると共に、ユーザーが、WINGLE事業、Leaf事業、Qremo事業等の当社のサービスを中心に、数多くのサービスの中から自身にとって最適なサービスを選択することができるプラットフォームとしての機能の提供を考えています。

また、当該ポータルサイトにて、顧客の要望に応えられる有料サービスの開発、ネットワーク広告を中心とした広告モデルの構築等も考えております。

(4) 収益源の多角化

当事業年度（平成27年12月31日現在）の全社売上高に占めるWINGLE事業の割合は56.7%となります。障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、WINGLE事業の売上構成比率が多くを占めることは、経営の健全性からも課題であると認識しております。

顧客属性が異なる店舗サービスを提供する児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、学習教室事業、Qremo事業を拡大すること、そしてインターネットサービスを提供するインターネット事業を拡大することで、収益力を維持しながらWINGLE事業の売上構成比を段階的に抑える計画であります。

(5) 人材採用と育成

当社における店舗サービスを提供する事業はすべて顧客に対する直接的な支援や教育であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と育成」に大きな経営資源を割いております。

採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つ中途採用の人材だけではなく、潜在能力の高い人材であれば新卒・中途を問わず採用し、社内で教育する方針です。経験者に固執せず人材を社内で育成する方針によって、センター・教室の展開速度に見合い、人材の配置が可能となっておりますが、引き続き人材育成環境の整備に務めてまいります。

(6) 知名度の向上、広告宣伝の強化

当社は障害者の就労問題の解決を目的に設立された経緯と発達障害の子どもを主たる対象とした事業を行っていることから、障害者向けサービスという認知が強いと認識しております。

当社ビジョンである「障害のない社会をつくる」ために、障害を持った子どもと障害を持たない子どもを区別しない教育サービスの拡充や、障害を持たない子どもを主たる対象とする新業態を継続的に発展させていく必要があります。そのためのブランディングやスムーズな集客のため、また優秀な人材の採用のために、知名度の向上と広告宣伝の強化が課題であると考えております。

(7) 事業基盤の強化

①提供サービスの平準化と質の向上

全事業ともに都道府県を越えた多拠点展開をしており、どのセンター・教室でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのために、研修センターはセンター・教室間の連携推進と知識・経験共有の機能も有しておりますが、この機能をより一層強化し、全センター・教室に浸透させる必要があると考えております。

②地域・関係機関との連携強化

全事業ともに顧客や家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業、地域社会といった外部環境への働きかけも重視しております。そのために、当社の事業内容を地域・教育機関・行政・病院などの関係機関や民間企業・団体に正確に理解して頂き、協同して課題の解決に当たることが、重要な課題となっております。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制等について

当社では、『障害者総合支援法』を根拠法とするWINGLE事業、『児童福祉法』を根拠法とするLeaf事業(Leaf事業の内、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業)を運営しております。

各事業共に国から報酬を得ており、これらの報酬制度は原則として3年に1回改定が行われるため、これらの法令の制定・改廃等が行われた場合や、厚生労働省からの通達の内容が変更された場合は、当社の事業活動が制約を受け、業績に影響を与える可能性があります。その為、法令や通達の解釈に誤りが発生しないよう、地方自治体と適宜確認を取りながら事業を進めております。

また、各事業共にセンター・教室単位で都道府県知事又は政令指定都市市長から設置の指定を受けるものであり、現時点において、適正な運営ができなくなったものとして当社の運営するセンターや教室に指定取消しや営業停止は発生していませんが、今後、何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。*4

また、各事業所には指定を受ける際に利用定員が定められております。「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」において定員は省令にて定めるとしており、省令*1においては、事業者は、利用定員を超過してサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないことが定められています。

また、厚生労働省の通知*2において、減算(報酬が減額されること)対象は単日で定員の150%、3ヵ月の平均がWINGLE事業においては定員の125%、Leaf事業においては定員の130%をそれぞれ超過する場合と定められています。そして各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討するものとする定められており、その運用は各自自治体に委ねられております。加えて、厚生労働省の通知*3においては、原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能である旨定められています。

当社では上記法令及び各種通知事項の趣旨に則り、減算の対象とならない範囲において定員を超過した運営をしております。従って今後何らかの事情により、各自自治体の運用や各種通知事項の内容に変更があった場合には、個別の自治体において定員を超過した運営ができなくなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

*1:WINGLE事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、Leaf事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

*2:WINGLE事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」、Leaf事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

*3:WINGLE事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」、Leaf事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

*4:当社各事業所が受けている指定は以下の通りです。なお、各事業所ごとの指定となっており、全社的な問題(例えば経営陣による不正の指示等が認められる場合)を除き指定の取り消し等についても事業所毎に検討されます。

取得	所轄官庁	指定サービス名称	指定サービス内容	当社サービス名称	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	都道府県	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労移行支援	WINGLE事業	6年毎の更新	総合支援法第50条(指定の取り消し等)
			児童福祉法の児童発達支援	Leaf事業 児童発達支援事業	6年毎の更新	児童福祉法第21条の5の23
			児童福祉法の放課後等デイサービス	Leaf事業 放課後等デイサービス事業	6年毎の更新	児童福祉法第21条の5の23

(2) WINGLE事業への依存について

当事業年度（平成27年12月31日現在）の売上高に占めるWINGLE事業の割合は56.7%、セグメント利益に占める割合は79.2%となります。障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法の制定・改廃等が行われ当社の事業活動が制約された場合や、当社の運営するセンターに指定取消しや営業停止が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報保護について

当社のWINGLE事業、Leaf事業において、顧客及び保護者の氏名、住所、職業等の個人情報保護法に定められた個人情報を保持しております。当社では、これらの個人情報の保護を重大な経営課題と認識し、個人情報の適正な取得及び厳重な管理のために、各種規程や全社員対象の社内教育を通じて、個人情報漏洩の防止に取り組んでおります。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、何らかの原因によって個人情報が流出した場合、あるいは社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）の導入に対して適正な対応ができない場合は、当社への社会的信用が失墜し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) センター・教室における事故について

当社ではセンター（教室）の運営に関し、顧客及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、万全の体制で臨んでいると考えております。

しかしながら、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万一重大な事故が発生した場合や、その他の運営上における何らかのトラブルが発生した場合、顧客の流出や指定取消等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟等について

当社は、発達障害や精神障害をお持ちの方を主たる対象としたサービスを提供しております。当社はサービスを提供する全社員に対して教育研修を実施し、多様な状況に対応出来るためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応出来るように取り組んでおります。

しかし、利用者の病状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社が展開する各事業は、発達障害や精神障害をお持ちの方を主たる対象としたサービスであり、新規拠点の開設に伴い、専門的な知識や指導技術を持った人材の確保が急務となっております。このため当社では、経験者を対象とした通年での採用活動と並行して、適性を有する新卒学生や未経験者を採用して育成する研修センターを開設し、現在は本社内にその機能を配置し、継続して人材を育成するなど、人材の拡充に取り組んでおります。

しかしながら、今後、人材の確保と育成が教室及びセンター開設のスピードに追いつかない場合、当社の開設計画及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 風評等の影響について

当社の事業は、顧客やその家族に加えて、就労先の企業や、行政、教育機関、医療機関等の関係機関、または地域社会の住民の皆さまとの連携の元に成り立つものであると認識しております。当社の従業員には、企業理念、ビジョンを浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように社員教育を徹底しております。

しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 競合について

当社が属する障害福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間で構築することは難しいと考えられます。しかしながら、本書提出日現在において、首都圏における競争環境は激化する兆しもあり、更なる競合他社の事業拡大や新規参入等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 大規模な自然災害・感染症について

当社では、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害や、新型インフルエンザ等の感染症の流行が、想定を大きく上回る規模で発生し、当該地域のセンター・教室の稼働が長期に渡って困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報システム障害について

当社は、コンピュータシステム及びネットワーク網を整備することで、本社・事業部間の事務処理を効率化するため、全社で顧客管理・人事処理・会計業務等にシステムを導入しております。これらのシステムを適正かつ継続的に運用するため、情報システム部による稼働状況の監視と安全性の検証、情報管理規程類の運用等を行っております。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、何らかの原因によりシステムに障害が発生した場合、業務遂行が困難になり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、法令や報酬の改定内容の発表から施行までの時間が少ない場合など、請求系システムの改修が間に合わないことが想定され、請求月等の遅延が発生することが予想されます。

(11) 新ブランド切替費用について

当社は、お客様と従業員等の関係者に、各事業のサービスブランドをより浸透させるべく、第12期よりサービスブランドを切り替える方針です。サービスブランドの切り替えに伴いまして、第11期中に専門家に対するコンサルティング費用やリース契約の中途解約等が発生する見込みです。当該費用が想定以上に嵩んだ場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の除却損について

当社は、よりお客様の負担が少ない形でLeafのサービスを提供するべく、第12期以降放課後等デイサービス事業を加速的に出店する方針であり、拠点開設に伴いまして一部の既存教室の移転や改修工事が発生する見込みです。

当該、移転や改修工事に伴いまして、固定資産除却損が順次発生する見込みであります。これらの移転や改修工事が一定期間に集中した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 固定資産の減損について

業績動向によっては、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社としては、減損処理が発生しないよう各拠点の収益管理を徹底し、採算性の悪い拠点に対しては積極的に対策を講じておりますが、万一、不採算拠点の増加や閉設が集中すると、多額の減損損失が発生する可能性があります。

(14) 利益還元について

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、継続的な利益還元を行うことを検討しております。しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

(15) 有利子負債について

当社は、運転資金及び新規拠点開設の設備投資資金を金融機関からの借入金で調達しており、平成27年3月末時点の有利子負債比率は294.1%、平成27年12月末時点の有利子負債比率は156.6%となっております。そのため、現行の金利水準が変動した場合や計画通りの資金調達ができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 新株予約権行使の影響について

当社は、当社役員及び従業員に対する経営への更なるコミットメントを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在これらの新株予約権による潜在株式数は690,000株であり、発行済株式総数7,680,000株の9.0%に相当しております。

※当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。

(17) 大株主の持株比率について

本書提出日現在において、当社発行済株式総数の25.5%の株式を、当社創業者であり前代表取締役である佐藤崇弘氏が保有しております。上場後に同氏が保有する当社株式が売却されることにより、当社株式の需給バランスが短期的に悪化して当社株式の市場価格が変動する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の財務諸表作成に当って採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(売上高)

当事業年度における売上高は、5,528,727千円（前事業年度4,211,805千円）となり、前事業年度と比べ1,316,921千円増加（前年同期比131.3%）いたしました。これは、WINGLE事業、Leaf事業に係る新規拠点開設を積極的に行ったことによるものであります。内訳といたしましては、WINGLE事業売上高が3,322,660千円（前事業年度2,817,154千円）、Leaf事業売上高が2,144,533千円（前事業年度1,347,657千円）、その他の事業売上高が61,533千円（前事業年度46,993千円）となりました。

(売上原価)

売上原価は3,424,882千円（前事業年度2,594,649千円）となり、前事業年度と比べ830,232千円増加（前年同期比132.0%）いたしました。これは、WINGLE事業、Leaf事業に係る新規拠点開設に伴う人件費等の増加によるものであります。この結果、売上総利益は2,103,844千円（前事業年度1,617,155千円）となり、486,689千円増加（前年同期比130.1%）いたしました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、1,772,057千円（前事業年度1,418,475千円）となり、前事業年度と比べ353,581千円増加（前年同期比124.9%）いたしました。これは、主に、人件費の増加によるものであります。この結果、営業利益は331,787千円（前事業年度198,680千円）となり、133,107千円増加（前年同期比167.0%）いたしました。

(営業外損益)

営業外収益は、11,690千円（前事業年度6,357千円）となりました。これは、主に、助成金収入の増加によるものであります。また、営業外費用は、36,706千円（前事業年度34,261千円）となりました。これは、主に、支払利息の増加によるものであります。この結果、経常利益は306,771千円（前事業年度170,775千円）となり、前事業年度と比べ135,996千円増加（前年同期比179.6%）いたしました。

(特別損益及び法人税等)

特別利益の計上は、2,545千円となりました。これは、投資有価証券売却益の発生によるものです。また、特別損失は、7,092千円（前事業年度32,693千円）となりました。これは、主に、減損損失の減少によるものであります。さらに、法人税等は、110,924千円（前事業年度53,948千円）となりました。この結果、当期純利益は191,300千円（前事業年度84,133千円）となり、前事業年度と比べ107,167千円増加（前年同期比227.4%）いたしました。

第11期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

(売上高)

売上高は、WINGLE事業、Leaf事業に係る新規拠点開設を積極的に行ったことにより、5,374,554千円となりました。

(売上原価)

売上原価は、WINGLE事業、Leaf事業に係る新規拠点開設に伴う人件費等の増加により、3,215,161千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益、税引前四半期純利益)

販売費及び一般管理費は、主に人件費の増加により、1,533,780千円となりました。

この結果、営業利益は625,612千円、経常利益は、主に助成金収入の増加により、630,796千円、税引前四半期純利益は、主に新ブランド切替費用の増加により、617,223千円となりました。

(四半期純利益)

法人税、住民税及び事業税は、主に税引前四半期純利益の増加により、191,312千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間における四半期純利益は、425,911千円となりました。

(3) 財政状態の分析

第10期事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、1,573,002千円(前事業年度末残高1,383,869千円)となり、前事業年度末に比べ189,132千円増加いたしました。これは、主に、新規拠点開設等による売掛金の237,958千円の増加、現金及び預金の36,729千円の減少によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、1,021,895千円(前事業年度末残高857,409千円)となり、前事業年度末に比べ164,485千円増加いたしました。これは、主に、新規拠点開設による建物附属設備の79,846千円、工具、器具及び備品の36,267千円、敷金及び保証金の21,941千円の増加によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、1,047,516千円(前事業年度末残高984,424千円)となり、前事業年度末に比べ63,091千円増加いたしました。これは、主に、未払金の131,483千円の増加、1年内返済予定の長期借入金の75,173千円の減少によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、1,044,597千円(前事業年度末残高945,153千円)となり、前事業年度末に比べ99,444千円増加いたしました。これは、主に、長期借入金の121,281千円の増加、長期未払金の16,136千円の減少によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、502,782千円(前事業年度末残高311,700千円)となり、前事業年度末に比べ191,082千円増加いたしました。これは、主に、当期純利益191,300千円の計上によるものであります。

第11期第3四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

(資産の部)

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して504,158千円増加し、3,099,055千円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加88,719千円、新規拠点開設による売掛金の209,595千円の増加、建物附属設備の84,190千円の増加、工具、器具及び備品の63,437千円の増加、敷金及び保証金の62,739千円の増加によるものであります。

(負債の部)

負債合計は、前事業年度末と比較して78,217千円増加し、2,170,331千円となりました。主な要因は、未払金の51,959千円の減少、長期借入金の178,741千円の減少及び短期借入金の300,000千円の増加によるものであります。

(純資産の部)

純資産合計は、前事業年度末と比較して425,940千円増加し、928,723千円となりました。主な要因は、四半期純利益の計上に伴う繰越利益剰余金の増加425,911千円によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。当社は、これらのリスク要因について、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保する等の対応を図ることにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。これらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、中長期的な成長やサービス向上、事業運営の円滑化を目的として設備投資を行っております。当事業年度における設備投資総額は261,923千円であり、セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

（1）WINGLE事業

既存拠点のサービス向上を目的とした移転や改装、サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等70,955千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
センター設備等	44,927	23,230	2,798	—	70,955

（2）Leaf事業

既存拠点のサービス向上を目的とした改装、業務効率化のためのシステム導入、サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等135,158千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
教室設備等	63,673	46,484	16,356	8,645	135,158

（3）その他

情報セキュリティ対策、資産管理を目的としたソフトウェア導入、人員増に対応したソフトウェアライセンス追加購入による設備投資等55,808千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
本社設備等	12,095	9,542	34,171	—	55,808

第11期第3四半期累計期間（自平成27年4月1日至平成27年12月31日）

当社は、中長期的な成長やサービス向上、事業運営の円滑化を目的として設備投資を行っております。当第3四半期累計期間における設備投資総額は232,520千円であり、セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

また、当第3四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

(1) WINGLE事業

サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等70,191千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
センター設備等	46,271	23,919	—	—	70,191

(2) Leaf事業

サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等97,516千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
教室設備等	60,090	37,026	399	—	97,516

(3) その他

業務効率化のためのシステム投資、情報セキュリティ対策を目的とした設備投資等64,811千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
本社設備等	10,860	50,020	3,930	—	64,811

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物附属 設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
東京本社 (東京都目黒区)	—	本社設備	40,224	35,379	93,869	169,474	143
LeafプロGRESS 千葉 (千葉市中央区)	Leaf事業	教室関連設備	10,543	3,317	—	13,860	9
Leaf南越谷 (埼玉県越谷市)	Leaf事業	教室関連設備	8,191	6,501	—	14,693	12
Leaf門前仲町 (東京都江東区)	Leaf事業	教室関連設備	7,738	6,360	—	14,098	18
Leaf所沢 (埼玉県所沢市)	Leaf事業	教室関連設備	8,724	6,770	—	15,495	15
Qremo渋谷 (東京都渋谷区)	その他	教室関連設備	5,793	10,105	1,177	17,076	17
Leafジュニア 中目黒 (東京都目黒区)	Leaf事業	教室関連設備	8,254	5,133	—	13,387	6
WINGLE 大阪なんばセンター (大阪市浪速区)	WINGLE事業	センター関連 設備	8,868	4,435	—	13,304	8
WINGLE 姫路センター (兵庫県姫路市)	WINGLE事業	センター関連 設備	8,092	5,705	—	13,797	8
WINGLE 広島横川センター (広島市西区)	WINGLE事業	センター関連 設備	7,622	5,890	—	13,513	7

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. リース契約による賃借設備として主なものは、以下のとおりであります。

平成27年3月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)
東京本社 (東京都目黒区)	—	ソフトウェア	4	13,224
東京本社 (東京都目黒区)	—	本社設備	5	6,381

3. 上記の他、主要な貸借している設備として、以下のものがあります。

平成27年3月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
東京本社 (東京都目黒区)	—	本社設備	73,367

3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年12月31日現在）

当社の設備投資については、既存センター及び教室の稼働率や業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して行っております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

セグメントの 名称	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
WINGLE事業	名古屋駅前センター (愛知県名古屋市 中村区)	センター 関連設備	17,000	—	自己資金、 借入金	平成28年 1月	平成28年 1月	(注)
WINGLE事業	錦糸町センター (東京都墨田区)	センター 関連設備	12,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成28年 1月	平成28年 2月	(注)
Leaf事業	Leaf駒沢教室 (東京都世田谷区)	教室関連 設備	17,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成27年 12月	平成28年 2月	(注)
Leaf事業	Leaf二俣川教室 (神奈川県横浜市 旭区)	教室関連 設備	17,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成28年 2月	平成28年 3月	(注)
Leaf事業	Leaf新横浜教室 (神奈川県横浜市 港北区)	教室関連 設備	17,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成28年 2月	平成28年 3月	(注)
Leaf事業	Leafセンター南教室 (神奈川県横浜市 都筑区)	教室関連 設備	17,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成28年 2月	平成28年 3月	(注)
その他	Qremo横浜校 (神奈川県横浜市 西区)	教室関連 設備	12,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成27年 12月	平成28年 2月	(注)
WINGLE事業	平成29年3月期 開設予定7拠点	センター 関連設備	84,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成29年 3月期中	平成29年 3月期中	(注)
Leaf事業	平成29年3月期 開設予定10拠点	教室関連 設備	170,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成29年 3月期中	平成29年 3月期中	(注)
その他	平成29年3月期 開設予定5拠点	教室関連 設備	60,000	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成29年 3月期中	平成29年 3月期中	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,720,000
計	30,720,000

(注) 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、30,714,880株増加し、30,720,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,680,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
計	7,680,000	—	—

(注) 1. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は7,678,720株増加し、7,680,000株となっております。
2. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成24年3月29日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	62	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62(注)1	372,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000(注)2	16(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成26年4月1日 至平成30年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 16(注)5 資本組入額 8(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。)は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を処分する「自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②平成25年3月29日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	15	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15(注)1	90,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2	41(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成27年4月1日 至平成31年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	発行価格 41(注)5 資本組入額 20.5(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③平成26年3月31日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2(注)1	12,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500,000(注)2	83(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成28年4月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500,000 資本組入額 250,000	発行価格 83(注)5 資本組入額 41.5(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④平成27年3月27日臨時株主総会決議（第6回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	14	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14(注)1	84,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,000,000(注)2	500(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成29年4月1日 至平成35年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,000,000 資本組入額 1,500,000	発行価格 500(注)5 資本組入額 250(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

1

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤平成27年9月30日臨時株主総会決議（第7回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	22
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	132,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	583(注)2,5
新株予約権の行使期間	—	自平成29年10月1日 至平成36年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 583(注)5 資本組入額 291.5(注)5
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

1

$$\text{調整後1株当たり行使価額} = \text{調整前1株当たり行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり行使価額} = \text{調整前1株当たり行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{新株式発行前株数}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年3月29日 (注) 1	63	1,203	7,875	56,875	7,875	15,875
平成26年3月31日 (注) 2	77	1,280	19,250	76,125	19,250	35,125
平成27年12月31日 (注) 3	7,678,720	7,680,000	—	76,125	—	35,125

- (注) 1. 有償第三者割当 63株
発行価格 250,000円
資本組入額 125,000円
主な割当先 ウイングル従業員持株会 (現 LITALICO従業員持株会)、星島聖二朗、田所亮
2. 有償第三者割当 77株
発行価格 500,000円
資本組入額 250,000円
主な割当先 ウイングル従業員持株会 (現 LITALICO従業員持株会)、玉谷祥子、宮城治男、他3名
3. 平成27年12月31日付で、普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	23	23	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	76,800	76,800	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,680,000	76,800	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,680,000	—	—
総株主の議決権	—	76,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① (平成24年3月29日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成24年3月29日の臨時株主総会の特別決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成24年3月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 当社従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員4名であります。

②（平成25年3月29日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成25年3月29日の臨時株主総会の特別決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成25年3月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員2名であります。

③（平成26年3月31日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成26年3月31日の臨時株主総会の特別決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成26年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、外部アドバイザー1名であります。

④（平成27年3月27日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成27年3月27日の臨時株主総会の特別決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成27年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑤（平成27年9月30日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成27年9月30日の臨時株主総会の特別決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成27年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけております。将来における安定的かつ継続的な利益還元を行う前提として、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案したうえで配当を検討していきたいと考えております。内部留保資金につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開のための資金として、有効に利用していく予定であります。

当社は配当を行う場合には、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、配当の決定機関は株主総会であります。なお、平成27年12月14日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、今後の配当の決定機関は、取締役会としております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	—	長谷川 敦弥	昭和60年2月11日生	平成20年5月 当社入社 平成20年9月 当社営業部長 平成21年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成22年4月 当社事業開発本部長 平成23年4月 当社発達障害児支援事業本部長 平成26年8月 当社事業本部長	(注)1	3,024
取締役	管理本部長	土田 扶門	昭和46年4月28日生	平成8年4月 株式会社小松製作所入社 平成12年10月 ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)入社 平成19年4月 ネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社(現ユナイテッド株式会社)入社 平成21年6月 株式会社ジャストシステム入社 平成22年10月 合同会社ファイネス代表社員 平成23年1月 当社入社 平成23年2月 当社管理本部長(現任) 平成23年3月 当社取締役(現任) 平成24年4月 当社専務取締役	(注)1	90
取締役	インターネット事業部長	中俣 博之	昭和59年10月3日生	平成20年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成26年4月 同社ゲーム開発部長 平成26年7月 当社入社 平成26年8月 当社社長室長 平成26年10月 当社取締役(現任) 当社経営戦略本部長 平成27年7月 当社インターネット事業部長(現任)	(注)1	138
取締役	経営企画本部長	坂本 祥二	昭和60年12月4日生	平成21年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成25年9月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 平成27年3月 当社入社 当社執行役員 当社経営企画部長(現任) 平成27年10月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社経営企画本部長(現任)	(注)1	48

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	三木 雄信	昭和47年11月30日生	平成7年4月 三菱地所株式会社入社 平成10年4月 ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)入社 平成18年5月 ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長(現任) 平成18年12月 トライオン株式会社代表取締役社長(現任) 平成19年6月 株式会社アドウェイズ社外取締役(現任) 平成21年9月 当社取締役(現任) 平成26年6月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 社外取締役(現任)	(注)1	—
常勤監査役	—	宗司 ゆかり	昭和46年8月9日生	平成6年4月 出光興産株式会社入社 平成12年11月 有限会社エリカインターナショナル入社 平成16年9月 株式会社コムスン入社 平成20年1月 グッドウィル・グループ株式会社(現 テクノプロ・ホールディングス株式会社)転籍 平成22年8月 当社入社 平成24年4月 当社内部監査室長 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)3	—
監査役	—	佐藤 彰一	昭和28年9月10日生	昭和58年4月 國學院大学法学部 専任講師 昭和61年4月 同大学 助教授 平成6年4月 立教大学法学部 教授 平成12年9月 弁護士登録 平成15年10月 法政大学法学部 教授 平成16年4月 法政大学大学院法務研究科教授 平成24年4月 國學院大学法科大学院 教授(現任) 佐藤彰一法律事務所(現PAC法律事務所)開設 所長(現任) 平成25年6月 当社監査役(現任)	(注)3	—
監査役	—	樋口 哲朗	昭和37年1月18日生	昭和59年4月 クーバース・アンド・ライブランド東京事務所(旧みずず監査法人)入所 平成13年1月 樋口公認会計士事務所開設 所長(現任) 平成13年10月 財務会計基準機構 企業会計基準委員会 専門研究員 平成16年6月 早稲田大学大学院会計研究科 兼任教員(現任) 平成21年9月 当社監査役(現任) 平成23年9月 株式会社構造計画研究所 社外監査役(現任) 平成25年6月 新日鉄住金ソリューションズ株式会社 社外監査役(現任)	(注)3	—
計						3,300

- (注) 1. 取締役の任期は、平成27年12月14日開催の臨時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 取締役三木雄信は社外取締役であります。
3. 監査役の任期は、平成27年12月14日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役佐藤彰一及び樋口哲朗は社外監査役であります。

d. 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部管理体制強化のための代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、当社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を2名で実施しております。内部監査室は、当社の定める内部監査規程に基づき、業務運営と財産管理の実態を調査し、監査報告として代表取締役社長に報告し、業務運営の改善に資するようになっております。

また、監査役は取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況及び取締役会の各取締役に対する監督義務の履行状況を監視し検証しています。さらに、その他の重要な会議へ出席することや重要な書類等の閲覧、取締役や従業員への職務執行状況の聴取を通じて監査を実施しております。また監査役会・会計監査人・内部監査室間において、情報共有化や意見交換等の相互連携を適宜行っており、監査の効率的実施と一層の有効化を図っております。

e. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、補助者として公認会計士5名その他11名で監査業務を実施しております。

氏名	所属する監査法人	継続監査年数
岸洋平	新日本有限責任監査法人	(注)
櫛田達也	新日本有限責任監査法人	(注)

(注) 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しています。

f. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であり、社外取締役三木雄信は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外の第三者の視点で提言と監視を行っております。なお、当社は、同氏が代表取締役社長を務めるトライオン株式会社の提供する通信教育サービスを平成22年1月より当社WINGLE事業で使用している講座の一部として利用していましたが、本書提出日現在、取引関係はありません。また、同氏に対し新株予約権を5個(30,000株)付与しておりますが、株式は所有しておらず、その他利害関係はありません。

当社の社外監査役は2名であり、社外監査役の佐藤彰一は、当社の事業領域である障害福祉分野で豊富な経験を有する弁護士であり、特に法令遵守や提供サービスの質の視点から、当社を客観的に監査しております。同じく社外監査役樋口哲朗は、公認会計士として財務・会計面での豊富な経験と高い見識を持ち、経営者から独立した立場で監査を行っております。なお、当社は各社外監査役との間に特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できることを条件に、個別に判断しております。

g. リスク管理体制の状況

イ. リスク管理規程を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っております。

ロ. リスク管理委員会にて、リスク管理の全社的推進とリスク管理に関する対応策、事故などが発生した場合の対応策を協議・実施し、総括的な事務は管理本部長が担っております。

ハ. 当社では管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

②役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	64,339	64,339	—	—	—	7
監査役 (社外監査役を除く)	8,040	8,040	—	—	—	1
社外取締役	6,300	6,300	—	—	—	3
社外監査役	3,600	3,600	—	—	—	2

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬については、社内規程において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づいて社長が決定し、監査役については、監査役会にて決めております。

③取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

⑤取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。

⑧剰余金の配当時の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

⑨株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 2 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 17,497千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)リンクアンドモチベーション	26,632	6,018	取引関係の強化のため

(当事業年度)

特定投資株式

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,000	—	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、当社及び監査公認会計士等の両者で協議のうえ報酬額を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等について迅速に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務・会計専門情報誌の定期購読や監査法人等が主催するセミナーへ積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	578,277	541,547
売掛金	676,446	914,404
たな卸資産	※1 7,437	※1 7,353
前渡金	3,333	405
前払費用	55,208	61,120
繰延税金資産	36,785	7,271
未収入金	22,354	42,905
その他	4,025	1,507
貸倒引当金	—	△3,514
流動資産合計	1,383,869	1,573,002
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※2 398,460	※2 515,708
工具、器具及び備品	※2 175,790	※2 254,385
減価償却累計額	△68,996	△148,726
有形固定資産合計	505,254	621,367
無形固定資産		
ソフトウェア	76,221	98,167
ソフトウェア仮勘定	1,047	—
無形固定資産合計	77,268	98,167
投資その他の資産		
投資有価証券	16,795	17,497
出資金	60	60
長期前払費用	19,463	15,530
従業員に対する長期貸付金	—	166
敷金及び保証金	221,554	243,495
繰延税金資産	17,013	25,609
投資その他の資産合計	274,886	302,359
固定資産合計	857,409	1,021,895
資産合計	2,241,278	2,594,897

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	369,617	294,444
リース債務	31,428	41,318
未払金	169,466	300,949
未払費用	278,254	273,268
未払法人税等	61,728	50,801
預り金	66,020	68,022
前受収益	309	295
その他	7,600	18,416
流動負債合計	984,424	1,047,516
固定負債		
長期借入金	594,233	715,514
リース債務	90,831	87,068
長期未払金	258,151	242,015
デリバティブ債務	1,936	—
固定負債合計	945,153	1,044,597
負債合計	1,929,578	2,092,114
純資産の部		
株主資本		
資本金	76,125	76,125
資本剰余金		
資本準備金	35,125	35,125
資本剰余金合計	35,125	35,125
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	199,119	390,420
利益剰余金合計	199,119	390,420
株主資本合計	310,369	501,670
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,549	1,112
繰延ヘッジ損益	△1,217	—
評価・換算差額等合計	1,331	1,112
純資産合計	311,700	502,782
負債純資産合計	2,241,278	2,594,897

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間 (平成27年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	630,266
売掛金	1,123,999
たな卸資産	5,591
前渡金	3,084
前払費用	96,125
繰延税金資産	7,271
未収入金	31,302
その他	2,980
貸倒引当金	△4,173
流動資産合計	1,896,448
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	632,618
工具、器具及び備品	365,090
減価償却累計額	△228,713
有形固定資産合計	768,995
無形固定資産	
ソフトウェア	76,278
無形固定資産合計	76,278
投資その他の資産	
投資有価証券	17,543
出資金	70
長期前払費用	7,589
従業員に対する長期貸付金	302
敷金及び保証金	306,234
繰延税金資産	25,592
投資その他の資産合計	357,333
固定資産合計	1,202,607
資産合計	3,099,055

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成27年12月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	251,104
リース債務	39,138
未払金	248,989
未払費用	325,841
未払法人税等	147,708
預り金	70,137
前受収益	508
その他	21,018
流動負債合計	1,404,446
固定負債	
長期借入金	536,773
リース債務	61,205
長期未払金	167,906
固定負債合計	765,884
負債合計	2,170,331
純資産の部	
株主資本	
資本金	76,125
資本剰余金	
資本準備金	35,125
資本剰余金合計	35,125
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	816,331
利益剰余金合計	816,331
株主資本合計	927,581
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,142
評価・換算差額等合計	1,142
純資産合計	928,723
負債純資産合計	3,099,055

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	4,211,805	5,528,727
売上原価	2,594,649	3,424,882
売上総利益	1,617,155	2,103,844
販売費及び一般管理費	※1 1,418,475	※1 1,772,057
営業利益	198,680	331,787
営業外収益		
受取利息	126	130
受取配当金	56	25
助成金収入	3,678	6,466
その他	2,496	5,067
営業外収益合計	6,357	11,690
営業外費用		
支払利息	25,748	26,523
解約違約金	8,238	5,839
その他	274	4,343
営業外費用合計	34,261	36,706
経常利益	170,775	306,771
特別利益		
投資有価証券売却益	—	2,545
特別利益合計	—	2,545
特別損失		
固定資産除却損	※2 481	※2 4,650
減損損失	※3 23,069	※3 2,441
移転等損失	9,143	—
特別損失合計	32,693	7,092
税引前当期純利益	138,082	302,225
法人税、住民税及び事業税	82,100	89,830
法人税等調整額	△28,152	21,093
法人税等合計	53,948	110,924
当期純利益	84,133	191,300

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I	材料費	—	—	113	0.0
II	人件費	1,886,555	72.7	2,567,985	75.0
III	経費				
	地代家賃	310,676		397,799	
	リース料	62,144		69,459	
	採用費	17,332		15,480	
	通信費	27,424		29,169	
	消耗品費	70,248		69,387	
	その他	220,267		275,485	
	小計	708,094	27.3	856,782	25.0
	売上原価	2,594,649	100.0	3,424,882	100.0

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	5,374,554
売上原価	3,215,161
売上総利益	2,159,392
販売費及び一般管理費	1,533,780
営業利益	625,612
営業外収益	
受取利息	63
受取配当金	2
助成金収入	18,814
その他	1,663
営業外収益合計	20,543
営業外費用	
支払利息	13,924
その他	1,434
営業外費用合計	15,359
経常利益	630,796
特別損失	
固定資産除却損	1,050
新ブランド切替費用	12,522
特別損失合計	13,572
税引前四半期純利益	617,223
法人税、住民税及び事業税	191,312
法人税等合計	191,312
四半期純利益	425,911

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	56,875	15,875	15,875	114,986	114,986	187,736
当期変動額						
新株の発行	19,250	19,250	19,250			38,500
当期純利益				84,133	84,133	84,133
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	19,250	19,250	19,250	84,133	84,133	122,633
当期末残高	76,125	35,125	35,125	199,119	199,119	310,369

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	674	—	674	188,410
当期変動額				
新株の発行				38,500
当期純利益				84,133
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,874	△1,217	656	656
当期変動額合計	1,874	△1,217	656	123,290
当期末残高	2,549	△1,217	1,331	311,700

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	76,125	35,125	35,125	199,119	199,119	310,369
当期変動額						
当期純利益				191,300	191,300	191,300
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	191,300	191,300	191,300
当期末残高	76,125	35,125	35,125	390,420	390,420	501,670

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2,549	△1,217	1,331	311,700
当期変動額				
当期純利益				191,300
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,436	1,217	△218	△218
当期変動額合計	△1,436	1,217	△218	191,082
当期末残高	1,112	—	1,112	502,782

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	138,082	302,225
減価償却費	74,024	137,275
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	3,514
受取利息及び受取配当金	△182	△156
支払利息	25,748	26,523
固定資産除却損	481	4,650
減損損失	23,069	2,441
売上債権の増減額 (△は増加)	△136,320	△237,958
未払金の増減額 (△は減少)	2,595	63,897
未払費用の増減額 (△は減少)	68,827	△4,788
その他	△372	△1,027
小計	195,952	296,597
利息及び配当金の受取額	182	157
利息の支払額	△26,028	△25,975
法人税等の支払額	△47,529	△100,757
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,576	170,021
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△11,203	△5,059
投資有価証券の売却による収入	—	4,523
有形固定資産の取得による支出	△31,422	△37,075
無形固定資産の取得による支出	△18,600	△36,464
敷金の差入による支出	△116,567	△37,035
敷金の回収による収入	25,790	7,254
その他	△8,152	△5,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	△160,155	△109,586
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△100,000	—
長期借入れによる収入	600,000	780,000
長期借入金の返済による支出	△394,117	△733,892
リース債務の返済による支出	△16,886	△38,804
長期未払金の返済による支出	△79,850	△104,468
株式の発行による収入	38,500	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,645	△97,164
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,066	△36,729
現金及び現金同等物の期首残高	568,210	578,277
現金及び現金同等物の期末残高	※1 578,277	※1 541,547

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出しが可能な預金からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当事業年度の費用として処理しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出しが可能な預金からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貯蔵品	7,437千円	7,353千円
計	7,437	7,353

※2 固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物附属設備	6,430千円	6,430千円
工具、器具及び備品	2,487	2,487
計	8,918	8,918

3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行額	—	—
計	100,000	100,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度94.4%、当事業年度93.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度5.6%、当事業年度7.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
人件費	687,153千円	829,436千円
租税公課	87,059	125,195
減価償却費	28,228	50,639
業務委託費	98,914	110,059
採用費	92,043	83,882
旅費及び交通費	82,922	89,867
広告宣伝費	79,199	124,707

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物附属設備	42千円	552千円
工具、器具及び備品	438	130
ソフトウェア	—	3,968
計	481	4,650

※3 減損損失

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

① 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
全社	本社設備(建物附属設備、工具、器具及び備品)	東京都港区
就労支援事業	センター設備(建物附属設備、工具、器具及び備品)	東京都板橋区
	センター設備(建物附属設備)	福岡市早良区
教育事業	教室設備(建物附属設備、工具、器具及び備品)	東京都目黒区
	教室設備(建物附属設備、工具、器具及び備品)	東京都目黒区
	研修センター(建物附属設備、工具、器具及び備品)	東京都目黒区

② 減損損失の認識に至った経緯

全社及び就労支援事業、教育事業において、本社及び拠点の移転により使用見込みがなく他へ転用のできない固定資産について、減損損失を認識しております。

③ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳は、以下のとおりであります。

種類	金額(千円)
建物附属設備	21,913
工具、器具及び備品	1,155
合計	23,069

④ 資産のグルーピング

減損会計の適用に当たっては、原則として事業の種類別セグメントを基礎とした各拠点単位のグルーピングを行っております。なお、遊休資産については個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、転用不能な資産について市場で売却が見込めないため、零としております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

① 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
全社	本社設備（建物附属設備）	東京都目黒区
WINGLE事業（注）	センター設備（建物附属設備）	仙台市青葉区
	センター設備（建物附属設備）	名古屋市千種区
Leaf事業（注）	教室設備（建物附属設備）	埼玉県所沢市
	教室設備（工具、器具及び備品）	東京都町田市
	教室設備（工具、器具及び備品）	東京都千代田区
	教室設備（工具、器具及び備品）	東京都千代田区

（注） 前事業年度における就労支援事業セグメント、教育事業セグメントは、当期からWINGLE事業セグメント、Leaf事業セグメントと名称変更を行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

全社及びWINGLE事業、Leaf事業において、本社及び拠点の移転により使用見込みがなく他へ転用のできない固定資産について、減損損失を認識しております。

③ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳は、以下のとおりであります。

種類	金額（千円）
建物附属設備	2,307
工具、器具及び備品	134
合計	2,441

④ 資産のグルーピング

減損会計の適用に当たっては、原則として事業の種類別セグメントを基礎とした各拠点単位のグルーピングを行っております。なお、遊休資産については個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、転用不能な資産について市場で売却が見込めないため、零としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,203	77	—	1,280
合計	1,203	77	—	1,280
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の77株の増加は、新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	(注) —
合計		—	—	—	—	—

(注) 当事業年度末時点において、当社はストック・オプションとして82個(株式数換算)の新株予約権を発行しております。この新株予約権の付与時点における公正な評価額は零であり、期末日時点の帳簿価額も零であります。(詳細につきましては、「ストック・オプション等関係」をご参照ください。)

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,280	—	—	1,280
合計	1,280	—	—	1,280
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	(注) —
合計		—	—	—	—	—

(注) 当事業年度末時点において、当社はストック・オプションとして93個（株式数換算）の新株予約権を発行しております。この新株予約権の付与時点における公正な評価額は零であり、期末日時点の帳簿価額も零であります。（詳細につきましては、「ストック・オプション等関係」をご参照ください。）

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	578,277千円	541,547千円
現金及び現金同等物	578,277	541,547

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引及び割賦取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び 債務の額	95,407千円	43,629千円
割賦取引に係る資産及び債務の額	299,226	104,124

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

無形固定資産

主として、就労支援事業で使用するソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、就労支援事業及び教育事業におけるセンター及び教室設備等(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)
1年内	73,367
1年超	110,050
合計	183,418

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

無形固定資産

主として、WINGLE事業で使用するソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、WINGLE事業及びLeaf事業におけるセンター及び教室設備等(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内	73,367
1年超	36,683
合計	110,050

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に開設計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスク及び市場価額の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主として開設計画に照らして、必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、前述の借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、ヘッジ会計を適用しております。詳細に関しましては、(重要な会計方針)「6. ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、金融商品の運用規定に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行うこととしております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	578,277	578,277	—
(2) 売掛金	676,446	676,446	—
(3) 投資有価証券	6,018	6,018	—
(4) 敷金及び保証金	221,554	190,683	△30,870
資産計	1,482,296	1,451,426	△30,870
(1) 未払金	169,466	169,923	456
(2) 未払法人税等	61,728	61,728	—
(3) 長期借入金(*1)	963,850	968,987	5,137
(4) リース債務(*1)	122,259	122,697	437
(5) 長期未払金	258,151	259,585	1,433
負債計	1,575,456	1,582,922	7,465
デリバティブ取引(*2)	(1,936)	(1,936)	—

(*1) 上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、受取見込み額について適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(2) 未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(1) 未払金、(3) 長期借入金、(4) リース債務、(5) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、ヘッジ会計を適用し金利スワップの特例処理を行っているものは、長期借入金と金利スワップを一体として取り扱い、借入金の時価を算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	10,776

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金(*)	577,988	—	—	—
売掛金	676,446	—	—	—
敷金及び保証金	7,938	—	—	213,616
合計	1,262,372	—	—	213,616

(*)「現金及び預金」には、現金288千円が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(*)	369,617	244,036	175,984	112,322	49,141	12,750
リース債務(*)	31,428	32,168	26,105	18,602	13,955	—
長期未払金(*)	82,222	78,971	79,007	69,734	30,437	—
合計	483,267	355,175	281,097	200,658	93,534	12,750

(*)返済予定額には、一年以内に返済予定のものを含めております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に開設計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスク及び市場価額の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主として開設計画に照らして、必要な設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、前述の借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、ヘッジ会計を適用しております。詳細に関しましては、（重要な会計方針）「6. ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、金融商品の運用規定に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行うこととしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	541,547	541,547	—
(2) 売掛金	914,404	914,404	—
(3) 敷金及び保証金	243,495	217,469	△26,026
資産計	1,699,447	1,673,421	△26,026
(1) 未払金	300,949	302,433	1,483
(2) 未払法人税等	50,801	50,801	—
(3) 長期借入金(*)	1,009,958	1,011,656	1,698
(4) リース債務(*)	128,386	130,573	2,186
(5) 長期未払金	242,015	245,661	3,645
負債計	1,732,111	1,741,125	9,013
デリバティブ取引	—	—	—

(*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、受取見込み額について適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(2) 未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(1) 未払金、(3) 長期借入金、(4) リース債務、(5) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、ヘッジ会計を適用し金利スワップの特例処理を行っているものは、長期借入金と金利スワップを一体として取り扱い、借入金の時価を算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	17,497

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金(*)	541,322	—	—	—
売掛金	914,404	—	—	—
敷金及び保証金	467	—	—	243,028
合計	1,456,193	—	—	243,028

(*)「現金及び預金」には、現金225千円が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(*)	294,444	246,962	195,691	165,634	107,227	—
リース債務(*)	41,318	35,081	27,302	22,751	1,579	352
長期未払金(*)	98,478	98,818	89,846	50,855	2,495	—
合計	434,240	380,862	312,840	239,240	111,302	352

(*)返済予定額には、一年以内に返済予定のものを含めております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 株式	6,018	1,965	4,053
小計	6,018	1,965	4,053
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	6,018	1,965	4,053

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額10,776千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (平成27年3月31日)

非上場株式 (貸借対照表計上額17,497千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)
株式	4,523	2,545
合計	4,523	2,545

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (平成26年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	85,006	65,014	(注) 1 △1,936
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	170,012	83,320	(注) 2
合計			255,018	148,334	△1,936

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度 (平成27年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	416,657	313,989	(注)
合計			416,657	313,989	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社株式は、当事業年度において非上場であり、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に規定する「単位当たりの本源的価値」は零であるため、株式報酬費用としての費用計上額はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション ①	平成26年 ストック・オプション ②
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員3名	当社取締役2名 当社従業員1名	当社従業員1名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 62株	普通株式 15株	普通株式 3株	普通株式 2株
付与日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成25年6月30日	平成26年3月31日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成26年4月1日 至平成30年3月31日	自平成27年4月1日 至平成31年3月31日	自平成27年7月1日 至平成31年6月30日	自平成28年4月1日 至平成32年3月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要することとしております。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない旨を定めております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション ①	平成26年 ストック・オプション ②
権利確定前 (株)				
前事業年度末	62	15	—	—
付与	—	—	3	2
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	62	15	3	2
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション ①	平成26年 ストック・オプション ②
権利行使価格 (円)	100,000	250,000	250,000	500,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、平成24年3月31日付与については類似業種比準方式及び簿価純資産価額方式により、平成25年3月31日付与及び平成25年6月30日付与については、簿価純資産価額方式及びDCF方式の折衷法によっております。平成26年3月31日付与については、類似会社比較方式、簿価純資産価額方式、DCF方式の折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社株式は、当事業年度において非上場であり、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）に規定する「単位当たりの本源的価値」は零であるため、株式報酬費用としての費用計上額はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員3名	当社取締役2名 当社従業員1名	当社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 62株	普通株式 15株	普通株式 3株
付与日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成25年6月30日
権利確定条件	（注2）	（注2）	（注2）
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成26年4月1日 至平成30年3月31日	自平成27年4月1日 至平成31年3月31日	自平成27年7月1日 至平成31年6月30日

	平成26年 ストック・オプション②	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役1名 当社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 2株	普通株式 14株
付与日	平成26年3月31日	平成27年3月31日
権利確定条件	（注2）	（注2）
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成28年4月1日 至平成32年3月31日	自平成29年4月1日 至平成35年3月31日

（注1）株式数に換算して記載しております。

（注2）権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要することとしております。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない旨を定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前事業年度末	62	15	3
付与	—	—	—
失効	—	—	3
権利確定	62	—	—
未確定残	—	15	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	62	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	62	—	—

	平成26年 ストック・オプション②	平成27年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	2	—
付与	—	14
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	2	14
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

		平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション①
権利行使価格	(円)	100,000	250,000	250,000
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	(円)	—	—	—

		平成26年 ストック・オプション②	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	500,000	3,000,000
行使時平均株価	(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価	(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、平成24年3月31日付与については類似業種比準方式及び簿価純資産価額方式により、平成25年3月31日付与及び平成25年6月30日付与については、簿価純資産価額方式及びDCF方式の折衷法によっております。平成26年3月31日付与については、類似会社比較方式、簿価純資産価額方式、DCF方式の折衷法により、平成27年3月31日付与については、DCF方式及び類似上場会社比較方式の折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成26年 3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年 3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,481千円
未払事業所税	1,535
未払費用	27,322
税務上の繰延資産	778
繰延消費税	4,378
減損損失	1,887
商標権	6,865
敷金償却否認額	5,126
繰延ヘッジ損益	718
その他	2,442
繰延税金資産計	56,540
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,503
減価償却不足額	△1,238
繰延税金負債計	△2,741
繰延税金資産の純額	53,799

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率変更に係る事項

平成26年 3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が公布され、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく、「復興特別法人税に関する政令」(平成24年政令第17号)の一部が改正されました。これに伴い、平成26年 4月 1日から開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は従来の39.4%から37.1%になります。

なお、これに伴う影響は軽微であります。

当事業年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,520千円
未払事業所税	1,870
減価償却超過額	3,648
税務上の繰延資産	273
繰延消費税	4,387
減損損失	876
商標権	8,746
敷金償却否認額	7,243
貸倒引当金繰入超過額	970
その他	952
繰延税金資産計	33,489
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△608
繰延税金負債計	△608
繰延税金資産の純額	32,881

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率変更に係る事項

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度における法人税の税率及び法人事業税の税率並びに地方法人特別税の税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から35.4%になります。

なお、これに伴う影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は本社及び各拠点の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は本社及び各拠点の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部はサービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「就労支援」事業、「教育」事業の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

就労支援事業は、就労を目指す障害者を対象にコミュニケーション訓練、PCスキル向上、現場実習等の職業訓練を実施し、希望職種のマッチング、応募先企業の選定、模擬面接等の面接訓練、さらに就労後の職場定着まで一貫した支援を実施する事業です。教育事業は、発達障害児及びその傾向が強くみられる非定型発達児を対象にしており、小学校入学前の幼児を顧客とする児童発達支援教室、民間の幼児教室及び小学生、中学生、高校生を顧客とする学習塾を運営する事業です。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	就労支援事業	教育事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,817,154	1,347,657	4,164,812	46,993	4,211,805
セグメント利益又は損失(△)	1,160,333	△24,125	1,136,208	△14,964	1,121,243
セグメント資産	708,562	616,557	1,325,119	13,060	1,338,179
その他の項目					
減価償却費	25,681	32,884	58,565	1,008	59,574
特別損失					
(減損損失)	1,498	3,373	4,872	—	4,872
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	72,485	244,870	317,355	350	317,705

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障害者雇用支援事業を含んでおります。

障害者雇用支援事業とは、当社が企業のサテライトオフィスを設け、そこで障害者を雇用する事業になります。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	当事業年度
報告セグメント計	4,164,812
「その他」の区分の売上高	46,993
セグメント間取引消去	—
財務諸表の売上高	4,211,805

（単位：千円）

利益又は損失（△）	当事業年度
報告セグメント計	1,136,208
「その他」の区分の利益	△14,964
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△922,563
財務諸表の営業利益	198,680

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	当事業年度
報告セグメント計	1,325,119
「その他」の区分の資産	13,060
全社資産（注）	903,098
財務諸表の資産合計	2,241,278

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	財務諸表計上額
	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
減価償却費	58,565	1,008	14,450	74,024
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	317,355	350	107,101	424,806

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社ソフトウェアの設備投資額であります。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部はサービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「WINGLE」事業、「Leaf」事業の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

WINGLE事業は、就労を目指す障害者を対象にコミュニケーション訓練、PCスキル向上、現場実習等の職業訓練を実施し、希望職種のマッチング、応募先企業の選定、模擬面接等の面接訓練、さらに就労後の職場定着まで一貫した支援を実施する事業です。Leaf事業は、発達障害児及びその傾向が強くみられる非定型発達児を対象にしており、小学校入学前の幼児を顧客とする児童発達支援教室、民間の幼児教室及び小学生、中学生、高校生を顧客とする学習塾を運営する事業です。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計
	WINGLE事業 (注) 1	Leaf事業 (注) 1	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,322,660	2,144,533	5,467,193	61,533	5,528,727
セグメント利益又は損失(△)	1,313,403	230,832	1,544,236	△122,132	1,422,104
セグメント資産	870,424	817,132	1,687,557	50,215	1,737,772
その他の項目					
減価償却費	38,468	54,591	93,059	16,781	109,840
特別損失					
(減損損失)	1,603	343	1,946	—	1,946
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	70,955	135,158	206,114	20,858	226,972

(注) 1. 前事業年度における就労支援事業セグメント、教育事業セグメントは、当期からWINGLE事業セグメント、Leaf事業セグメントと名称変更を行っております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、Qremo事業、新規事業開発、コンサルティンググループを含んでおります。

新規事業開発とは、インターネットを用いた新たな事業を開発・推進する事業です。コンサルティンググループとは、行政からの委託事業の推進や特例子会社の設立サポート等を行う事業です。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	当事業年度
報告セグメント計	5,467,193
「その他」の区分の売上高	61,533
セグメント間取引消去	—
財務諸表の売上高	5,528,727

（単位：千円）

利益又は損失（△）	当事業年度
報告セグメント計	1,544,236
「その他」の区分の利益	△122,132
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△1,090,316
財務諸表の営業利益	331,787

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	当事業年度
報告セグメント計	1,687,557
「その他」の区分の資産	50,215
全社資産（注）	857,124
財務諸表の資産合計	2,594,897

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	財務諸表計上額
	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
減価償却費	93,059	16,781	27,435	137,275
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	206,114	20,858	46,950	273,923

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社ソフトウェアの設備投資額であります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京都国民健康保険団体連合会	886,376	就労支援事業及び教育事業
神奈川県国民健康保険団体連合会	505,762	就労支援事業及び教育事業

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京都国民健康保険団体連合会	1,092,317	WINGLE事業及びLeaf事業
神奈川県国民健康保険団体連合会	714,287	WINGLE事業及びLeaf事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	就労支援事業	教育事業	計			
減損損失	1,498	3,373	4,872	—	18,197	23,069

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	WINGLE事業	Leaf事業	計			
減損損失	1,603	343	1,946	—	495	2,441

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	長谷川敦弥	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 34.8	-	当社銀行借入に対する債務被保証	863,850	-	-
							不動産賃借契約に対する債務被保証	-	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社は、金融機関からの借入に対して当社代表取締役長谷川敦弥より債務保証を受けております。なお、銀行借入に対する債務被保証の金額については、期末借入残高を記載しております。また、当該債務保証に対する保証料は支払っておりません。

(2) 当社は、不動産賃借契約に基づく債務について当社代表取締役長谷川敦弥より債務保証を受けております。なお、賃料は前払いのため、期末において対象となる債務はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	長谷川敦弥	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 39.7	-	当社銀行借入に対する債務被保証	414,998	-	-
							不動産賃借契約に対する債務被保証	-	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社は、金融機関からの借入に対して当社代表取締役長谷川敦弥より債務保証を受けております。なお、銀行借入に対する債務被保証の金額については、期末借入残高を記載しております。また、当該債務保証に対する保証料は支払っておりません。

(2) 当社は、不動産賃借契約に基づく債務について当社代表取締役長谷川敦弥より債務保証を受けております。なお、賃料は前払いのため、期末において対象となる債務はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	40.59円	65.47円
1株当たり当期純利益金額	11.66円	24.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	84,133	191,300
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	84,133	191,300
期中平均株式数(株)	7,218,000	7,680,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	ストック・オプション4種類(新株予約権の目的となる株式の数492,000株) なお、上記ストック・オプションにつきましては、注記事項(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。	ストック・オプション4種類(新株予約権の目的となる株式の数558,000株) なお、上記ストック・オプションにつきましては、注記事項(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	311,700	502,782
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち新株予約権(千円))	(—)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	311,700	502,782
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	7,680,000	7,680,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. スtock・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、平成27年9月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成27年9月30日付で当社の従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権の割当てを行いました。その概要は次のとおりであります。

第7回新株予約権

新株予約権の総数	22個
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	76,956千円
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式132,000株(新株予約権1個当たり6,000株)
新株予約権の割当日	平成27年9月30日
付与対象者人数及び内訳	当社従業員1名 22個
新株予約権の行使期間	平成29年10月1日から平成36年9月30日まで
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	行使価額は1株当たり583円とする。

なお、平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株を6,000株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が調整されております。

2. 株式の分割及び単元株制度の採用について

平成27年12月14日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月31日付で株式分割を実施いたしました。また、平成27年12月14日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月31日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

当社は、投資単位当たりの金額を引き下げることによる当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、株式分割を実施いたしました。また、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年12月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式について、1株につき6,000株の割合をもって分割しました。

② 株式分割前の発行済株式総数

普通株式 1,280株

③ 株式分割により増加した株式数

普通株式 7,678,720株

④ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 7,680,000株

⑤ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 30,720,000株

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

平成27年12月31日を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
税金費用の計算	当第3四半期会計期間を含む当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

減価償却費

118,050千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	WINGLE事業	Leaf事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,049,279	2,242,248	5,291,527	83,026	5,374,554
セグメント利益又は損失(△)	1,208,042	481,961	1,690,003	△164,834	1,525,169

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、Qremo事業、インターネット事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益又は損失(△)	金額
報告セグメント計	1,690,003
「その他」の区分の損失	△164,834
セグメント間取引消去	—
全社費用(注)	△899,556
四半期損益計算書の営業利益	625,612

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	55.46円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	425,911
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	425,911
普通株式の期中平均株式数(株)	7,680,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	398,460	120,695	3,447 (2,307)	515,708	73,795	36,870	441,913
工具、器具及び備品	175,790	79,257	662 (134)	254,385	74,930	43,538	179,454
有形固定資産計	574,250	199,953	4,109 (2,441)	770,094	148,726	80,409	621,367
無形固定資産							
のれん	-	12,000	-	12,000	12,000	12,000	-
ソフトウェア	125,715	53,325	5,854	173,186	75,018	27,410	98,167
ソフトウェア仮勘定	1,047	8,645	9,692	-	-	-	-
無形固定資産計	126,762	73,970	15,546	185,186	87,018	39,410	98,167
長期前払費用	25,448	5,597	6,387	24,658	9,127	8,095	15,530

(注) 1. 有形固定資産の増加額のうち主なものは、新規拠点開設による建物附属設備の99,910千円、工具、器具及び備品の63,646千円であります。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	369,617	294,444	1.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	31,428	41,318	2.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	594,233	715,514	1.0	平成28年～平成32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	90,831	87,068	1.5	平成28年～平成32年
その他有利子負債 未払金及び長期未払金	340,373	340,493	2.3	平成27年～平成31年
合計	1,426,483	1,478,838	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	246,962	195,691	165,634	107,227
リース債務	35,081	27,302	22,751	1,579
その他有利子負債	98,818	89,846	50,855	2,495

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	3,514	—	—	3,514

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	225
預金	
普通預金	541,322
合計	541,547

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
東京都国民健康保険団体連合会	191,668
神奈川県国民健康保険団体連合会	127,699
千葉県国民健康保険団体連合会	72,083
愛知県国民健康保険団体連合会	69,363
大阪府国民健康保険団体連合会	62,818
その他	390,771
合計	914,404

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
676,446	5,528,727	5,290,769	914,404	85.3	52.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. たな卸資産

品目	金額 (千円)
貯蔵品	7,353
合計	7,353

② 固定資産

イ. 敷金及び保証金

区分	金額 (千円)
中目黒GTタワー(東京本社)	51,315
ホルツ細川(Qremo渋谷)	8,149
埼大通りメディカルビル(さいたま浦和センター)	5,573
VORT代官山 (Leafジュニア中目黒)	4,340
第2金子ビル (LeafプロGRESS大宮)	3,900
その他	170,216
合計	243,495

③ 流動負債

イ. 未払金

相手先	金額 (千円)
リコージャパン(株)	34,706
浜銀ファイナンス(株)	21,023
オリックス(株)	19,985
(株)ゼロイン	13,861
東京センチュリーリース(株)	12,750
その他	198,621
合計	300,949

ロ. 未払費用

区分	金額 (千円)
従業員給与	216,606
社会保険料	36,121
労働局保険料	12,225
その他	8,314
合計	273,268

④ 固定負債
イ. 長期未払金

相手先	金額 (千円)
浜銀ファイナンス(株)	51,131
オリックス(株)	42,793
東京センチュリーリース(株)	32,187
首都圏リース(株)	30,894
芙蓉総合リース(株)	25,118
その他	59,889
合計	242,015

(3) 【その他】
該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.litalico.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年9月30日	北山 剛	東京都足立区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	穂田 誉輝	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	45	135,000,000 (3,000,000) (注4)	所有者の事情による
平成26年9月30日	長谷川 敦弥	岐阜県多治見市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	穂田 誉輝	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15	45,000,000 (3,000,000) (注4)	所有者の事情による
平成26年9月30日	檜垣 洋平	北九州市小倉北区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	穂田 誉輝	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15	45,000,000 (3,000,000) (注4)	所有者の事情による
平成26年9月30日	泉 健治郎	東京都練馬区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	穂田 誉輝	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	10	30,000,000 (3,000,000) (注4)	所有者の事情による
平成26年9月30日	吉田 雅紀	京都市中京区	当社株主	穂田 誉輝	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	10	30,000,000 (3,000,000) (注4)	所有者の事情による
平成26年9月30日	本郷 純	仙台市青葉区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	穂田 誉輝	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5	15,000,000 (3,000,000) (注4)	所有者の事情による
平成26年9月30日	星島 聖二郎	東京都北区	特別利害関係者等(当社の取締役)	穂田 誉輝	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	3	9,000,000 (3,000,000) (注4)	所有者の事情による
平成26年11月30日	江村 知也	千葉市美浜区	当社の従業員	長谷川 敦弥	岐阜県多治見市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	2	1,000,000 (500,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年1月31日	北山 剛	東京都足立区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	長谷川 敦弥	岐阜県多治見市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	13	15,600,000 (1,200,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年2月28日	佐藤 崇弘	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元代表取締役社長	長谷川 敦弥	岐阜県多治見市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	52	41,600,000 (800,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年2月28日	佐藤 崇弘	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元代表取締役社長	中俣 博之	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	23	18,400,000 (800,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年2月28日	玉谷 祥子	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	長谷川 敦弥	岐阜県多治見市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	10	8,000,000 (800,000) (注4)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 4月30日	佐藤 崇弘	東京都 目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元代表取締役社長	穂田 誉輝	東京都 港区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	26	153,400,000 (5,900,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年 4月30日	北山 剛	東京都 足立区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元従業員	穂田 誉輝	東京都 港区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	13	76,700,000 (5,900,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年 6月30日	伊藤 崇	東京都 中野区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元従業員	坂本 祥二	東京都 千代田区	当社の従業員	8	36,000,000 (4,500,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年 12月14日	長谷川 敦弥	岐阜県 多治見市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	岸田 崇志	東京都 港区	当社の従業員	3	13,500,000 (4,500,000) (注4)	経営参画意識向上の為 (注5)
平成27年 12月14日	長谷川 敦弥	岐阜県 多治見市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	小助川 将	横浜市 神奈川区	当社の従業員	1	4,500,000 (4,500,000) (注4)	経営参画意識向上の為 (注5)

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、当社の事業計画に基づき、DCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)等により算出した価格を基礎として、当事者間で協議の上、決定しております。
5. 当社従業員の労働意欲・経営参画意識を向上させることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するため、株式を移動しております。
6. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成26年3月31日	平成25年6月30日	平成26年3月31日	平成27年3月31日
種類	普通株式	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	77株	普通株式 3株	普通株式 2株	普通株式 14株
発行価格	500,000円 (注) 4	250,000円 (注) 3	500,000円 (注) 4	3,000,000円 (注) 5
資本組入額	250,000円	125,000円	250,000円	1,500,000円
発行価額の総額	38,500,000円	750,000円	1,000,000円	42,000,000円
資本組入額の総額	19,250,000円	375,000円	500,000円	21,000,000円
発行方法	第三者割当	平成25年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成26年3月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年3月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—	(注) 2

項目	新株予約権④
発行年月日	平成27年9月30日
種類	第7回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 22株
発行価格	3,500,000円 (注) 5
資本組入額	1,750,000円
発行価額の総額	77,000,000円
資本組入額の総額	38,500,000円
発行方法	平成27年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、簿価純資産価額法及びDCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 発行価格は、類似会社比較法、簿価純資産価額法及びDCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 発行価格は、DCF法(ディスカウントキャッシュフロー法)及び類似上場会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	250,000円	500,000円	3,000,000円
行使請求期間	平成27年7月1日から 平成31年6月30日まで	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	平成29年4月1日から 平成35年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>(ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。</p> <p>(ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。</p>	<p>「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

項目	新株予約権④
行使時の払込金額	3,500,000円
行使請求期間	平成29年10月1日から 平成36年9月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

7. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ウイングル従業員持株会 理事長 木ノ瀬 慎一郎	東京都目黒区上目黒 2-1-1 中目黒GT タワー15階	従業員持株会	40	20,000,000 (500,000)	従業員持株会
玉谷 祥子	東京都目黒区	当社従業員	20	10,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の従業員
宮城 治男	東京都世田谷区	特定非営利活動 法人役員	10	5,000,000 (500,000)	外部アドバイザー
野口 晃菜	東京都杉並区	会社員	3	1,500,000 (500,000)	当社の従業員
江村 知也	千葉県美浜区	会社員	2	1,000,000 (500,000)	当社の従業員
上田 浩司	東京都渋谷区	会社役員	2	1,000,000 (500,000)	外部アドバイザー

(注) 1. ウイングル従業員持株会は、平成26年6月1日付でLITALICO従業員持株会に名称変更しております。

玉谷祥子は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権①

平成25年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

対象者の退職による権利喪失により全数消却しておりますので、記載を省略しております。

新株予約権②

平成26年3月31日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
シー・ジェフリー・チャー	東京都世田谷区	会社役員	2	1,000,000 (500,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. シー・ジェフリー・チャー氏は、平成26年9月30日付で取締役を辞任し、同年10月16日付で外部アドバイザーに就任しております。

2. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権③

平成27年3月27日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
中俣 博之	東京都渋谷区	会社役員	7	21,000,000 (3,000,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
田所 亮	神奈川県横浜市 神奈川区	会社員	7	21,000,000 (3,000,000)	当社の従業員

(注) 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権④

平成27年9月30日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
坂本 祥二	東京都千代田区	会社員	22	77,000,000 (3,500,000)	当社の従業員

(注) 1. 坂本祥二は、平成27年10月1日付で取締役に就任しております。
2. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
長谷川 敦弥(注) 1, 2	岐阜県多治見市	3,024,000	36.13
佐藤 崇弘(注) 1, 5	東京都目黒区	1,956,000	23.37
穂田 誉輝(注) 1, 6	東京都港区	852,000	10.18
LITALICO従業員持株会(注) 1	東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー15階	564,000	6.74
土田 扶門(注) 1, 3	東京都国分寺市	270,000 (180,000)	3.23 (2.15)
若新 雄純(注) 1, 6	東京都新宿区	198,000	2.37
中俣 博之(注) 1, 3	東京都渋谷区	180,000 (42,000)	2.15 (0.50)
坂本 祥二(注) 3	東京都千代田区	180,000 (132,000)	2.15 (1.58)
星島 聖二郎(注) 4	東京都北区	162,000 (90,000)	1.94 (1.08)
本郷 純(注) 1, 4	宮城県仙台市青葉区	150,000 (60,000)	1.79 (0.72)
檜垣 洋平(注) 4	福岡県北九州市小倉北区	150,000 (90,000)	1.79 (1.08)
伊藤 崇(注) 1, 7	東京都中野区	132,000	1.58
北山 剛(注) 1, 7	東京都足立区	114,000	1.36
田所 亮(注) 4	神奈川県横浜市神奈川区	102,000 (42,000)	1.22 (0.50)
泉 健治郎(注) 4	東京都目黒区	60,000	0.72
玉谷 祥子(注) 4	東京都目黒区	60,000	0.72
宮城 治男	東京都世田谷区	60,000	0.72
市川 大樹(注) 7	東京都港区	30,000	0.36
浅見 淳(注) 4	埼玉県川越市	30,000 (12,000)	0.36 (0.14)
三木 雄信(注) 3	東京都目黒区	30,000 (30,000)	0.36 (0.36)
野口 晃菜(注) 4	東京都杉並区	18,000	0.22
岸田 崇志(注) 4	東京都港区	18,000	0.22
上田 浩司	東京都渋谷区	12,000	0.14
シー・ジェフリー・チャー(注) 6	東京都世田谷区	12,000 (12,000)	0.14 (0.14)
小助川 将(注) 4	神奈川県横浜市神奈川区	6,000	0.07
計	—	8,370,000 (690,000)	100.00 (8.24)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
4. 当社の従業員
5. 当社の元代表取締役
6. 当社の元取締役

7. 当社の元従業員
8. ()内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

株式会社 L I T A L I C O

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 洋平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社L I T A L I C Oの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社L I T A L I C Oの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月29日

株式会社 L I T A L I C O

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 洋平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社L I T A L I C Oの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社L I T A L I C Oの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年1月29日

株式会社 L I T A L I C O

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 洋平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫛田 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社L I T A L I C Oの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社L I T A L I C Oの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

